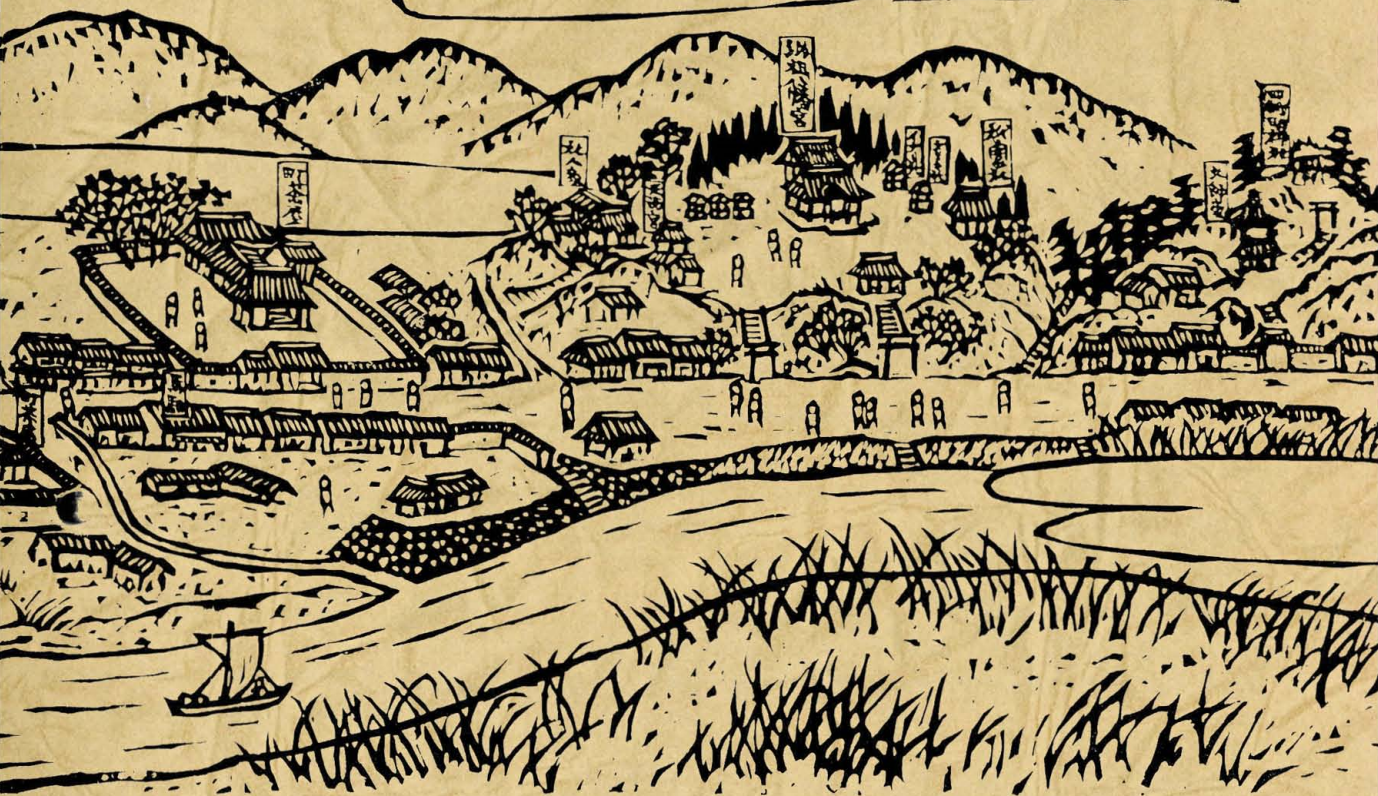


# 福岡県公民館大会

筑紫六病の内飯坂島



第 33 回

表紙版画

「飯塚宿場の図」

江藤正雄作

## 第33回

# 福岡県公民館大会

主催

福岡県公民館連合会  
福岡県教育委員会  
飯塚市教育委員会  
山田市教育委員会  
嘉穂郡各町教育委員会  
嘉穂郡社会教育振興協議会



## 目 次

第33回福岡県公民館大会に寄せて	1
第33回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和60年度公民館優良役職員表彰一覧	6
昭和60年度優良公民館表彰一覧	10
分科会事例発表要旨	19
参 考 資 料	45
(1) 県内公立公民館一覧	
(2) 全国公民館連合会の答申「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」	



## 第33回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鏑 水 速 太

本日、ここに、県内各地から関係者多数の御参加を得て、このように盛大に第33回大会を開催できますことは、ひとえに関係者各位の御熱意と御協力の賜と深く感謝申し上げます。

さて、近年の急激な社会の変化に対応する教育の制度として、生涯教育が提唱されて久しくなりますが、市町村における生涯教育推進への取り組みは、いまだ不十分といわざるを得ない状況だと思えます。

福岡県教育委員会では、本年2月「福岡県生涯教育推進会議」の設置がなされ、「福岡県における生涯教育推進構想」策定への具体的実践が始まっています。このことは、市町村でも早急に取り組む必要があるのではないかと考えます。しかも、市町村における生涯教育を推進する中心的拠点は、何といても公民館であります。その意味から、教育機関としての公民館の果たす役割・機能は一層重要なものになってくると考えます。

具体的には、地域住民への学習機会の提供や学習情報が提供できる学習情報センターとして、また、学習内容や方法等に関する相談に応じられる学習相談センターとしての機能を備えることなどが、生涯教育時代に即応する公民館のあり方として、必要不可欠な実践だと考えます。

本大会では、「生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える」をテーマにかかげ、研究協議をすることにしました。皆様方の積極的な討議により、今後の公民館のあり方を模索していただきますことを期待してやみません。

最後になりましたが、本大会の開催を快よくお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力を賜りました筑豊地区の関係者の方々に、心より感謝申し上げます。巻頭のごあいさつといたします。

## 第33回 福岡県公民館大会開催要項

### 1. 趣 旨

今日の激しい社会の変化に対処するために、また、各人の自己の充実や生活の向上を図るために、人びとはあらゆる機会を通してたえず学習していく必要があり、その意味から人びとの生涯にわたる学習機会を提供する公民館に寄せられる期待はますます高まっているといえる。

しかしながら、公民館類似施設の増加や民間教育産業の隆盛等に伴い、また、行政における財政事情の悪化や専門職員不足等に伴い、公民館の存在は不安定になり、その機能の見直しの必要性がでてきている。

そこで、県下公民館関係者が一堂に会し、県内公民館の実態を見直し、生涯教育推進の拠点になるための公民館の管理・運営や事業活動の効果的なあり方について討議を深め、もって公民館の振興発展に資する。

### 2. 大会テーマ

「生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える」

### 3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、飯塚市教育委員会、山田市教育委員会、  
嘉穂郡各町教育委員会、嘉穂郡社会教育振興協議会

### 4. 後 援

福岡県、飯塚市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

5. 期 日 昭和60年6月13日(木)

6. 会 場 飯塚市文化センター 他

7. 参 加 者 約 1,000名

公民館利用者、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、  
地方行政関係者、公民館職員

### 8. 日 程

9:30 ~ 10:30	受 付	
10:30 ~ 11:15	大会式典	
	開会のことば	福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ	福岡県公民館連合会長 福岡県教育委員会教育長 飯塚市教育委員会教育長
	来賓祝辞	福岡県知事 飯塚市長
	表彰式	
	日程説明	
11:20 ~ 12:30	記念講演	
12:30 ~ 12:35	次期開催地（京築地区）代表あいさつ	
12:35 ~ 13:30	昼食・移動	
13:30 ~ 16:00	分科会	
16:00	閉 会	

### 会 場 一 覧

分科会場

分科会	施 設 名
	飯塚公民館会議室
	飯塚労働金庫会議室
	飯塚市文化センター小ホール
	” 教 室
	” 教 室
	” 教 室
	” 教 室
	” 教 室

全体会場

飯塚市文化センター	大ホール
-----------	------

## 9. 分科会の構成

分科会		討 議 の テ ー マ		助 言 者
管理・運営	1	市部	生涯教育推進のための公民館の管理・運営について	純真女子短期大学 助教授  川原 黎 治
	2	町村部	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯教育推進の体制づくりについて</li> <li>生涯教育推進のための職員の専門性について</li> </ul>	県教育庁指導第二部 社会教育課 課長補佐  原田 修 次
事業	3		同和教育推進を図るための公民館の役割を考える <ul style="list-style-type: none"> <li>同和教育推進のための地域指導者の養成について</li> <li>同和教育推進のための活動と展開について</li> </ul>	県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事  金 沢 啓
	4		住民の学習要求に応える公民館の機能を考える <ul style="list-style-type: none"> <li>学習機会提供事業実施上の課題と問題点について</li> <li>学習情報提供（学習相談も含む）機能の確立とネットワーク化について</li> </ul>	県立英彦山青年の家 所 長  高 倉 豊
	5		地域社会活性化のための公民館の役割を考える <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯教育推進のための地域指導者の確保について</li> <li>社会教育関係団体の育成と連携方策について</li> </ul>	大野城市中央公民館 館 長  井 原 信 一
	6	市部	人びとの交流を深める自治（町内）公民館のあり方を考える <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の参加意識を高める事業のあり方について</li> <li>地域住民の交流を促進する人材の発掘とその活用について</li> </ul>	北九州市八幡西市民 センター 館 長  仰 木 忠 幹
	7	町村部		福岡県公民館連合会 副会長  中 村 寿 太 郎
公民館職員入門	8		公民館の歴史と目的・役割について <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館とは何か</li> <li>公民館の役割と職員のあり方</li> </ul>	(説明者) 県立社会教育総合 センター 指導員



事例発表者	司会者	記録者	会場責任者
北九州市八幡西区 熊西公民館 事務吏員  梶谷 昭 晴	北九州市八幡西区 木屋瀬公民館 館 長  熊 本 賢 一	飯塚市教育委員会 社会教育係長  原 一 久	飯塚市中央公民館 館 長  須賀原 国 光
南筑後地区 三瀧町公民館 館 長  樺 島 豊	南筑後教育事務所 主任社会教育主事  渋 田 光 男	穎田町教育委員会 社会教育係長  貝 嶋 宇生男	穎田町教育委員会 教育課長  許 斐 友太郎
筑豊地区 田川市公民館連絡協議 会 会長  坂 田 荒次郎	筑豊教育事務所 同和教育室 社会教育主事  藤 川 峯 男	庄内町教育委員会 同和教育係長  安 藤 順 一	庄内町教育委員会 社会教育課長  幸 田 芳 久
北筑後地区 久留米市中央公民館 館 長  斉 藤 泰 雄	北筑後教育事務所 主任社会教育主事  矢 永 信	稲築町公民館 主 事  深 川 貢	稲築町公民館 館 長  篠 原 穂 積
北九州地区 芦屋町公民館 主 事  鶴 原 光 芳	北九州教育事務所 社会教育主事  喜多村 弘 信	嘉穂町教育委員会 社会教育係長  大 塚 三 男	嘉穂町教育委員会 社会教育課長  大 谷 清 人
福岡地区 筑紫野市中央公民館 主 事  砥 綿 敬 二	福岡教育事務所 主任社会教育主事  末 松 哲 夫	山田市教育委員会 社会教育主事  寺 田 仁	山田市中央公民館 館 長  矢 野 勝 美
京築地区 大平村西友枝仙台公民 館 前館長  原 岡 光 郎	京築教育事務所 社会教育係長  村 上 信 一	碓井町教育委員会 社会教育係長  坂 本 和 光	碓井町教育委員会 教育課長  杉 広
久 家 貞 美	福岡市博多区 博多市民センター 指導係長  田 中 宏	筑穂町公民館 主 事  土 居 政 俊	筑穂町教育委員会 社会教育課長  芳 野 誠 介

## 昭和 年度 公民館優良役職員表彰一覧

<p>公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立公民館職員 勤続 10年以上</li> <li>・ 自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上</li> <li>・ 公民館運営審議会委員 勤続 5年以上</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: right;"> <p><b>堀 伊津雄</b></p> <p>大牟田市</p> <p>大牟田市中央公民館主査</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の実際生活に関する教育・文化・教養の向上のための各種学級講座の開設に尽力した。</li> <li>2. 公民館職員の指導、育成にあたりとともに公民館事業の推進に積極的に努めた。</li> </ol>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: right;"> <p><b>北 野 一</b></p> <p>福岡市西区</p> <p>能古公民館長</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 島民の学習要求を的確に把握し、地域の生活実態に即応した事業の推進に努めた。</li> <li>2. 成人式や体育祭などの行事をとおして青少年の健全育成に努め、新しいふるさとづくりに尽力した。</li> </ol>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: right;"> <p><b>大 谷 忠 臣</b></p> <p>直方市</p> <p>直方市中央公民館長</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館事業の企画・運営と先駆的事业の推進に尽力した。</li> <li>2. 社会同和教育の推進に努めた。</li> </ol>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: right;"> <p><b>山 村 謙 一</b></p> <p>福岡市南区</p> <p>筑紫丘公民館長</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の学習要求に即した学級・講座の開設やグループ・サークルの育成に尽力した。</li> <li>2. 親子文庫活動等を通じて、親と子の対話及び青少年の健全育成に努めた。</li> </ol>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: right;"> <p><b>矢 賀 部 章</b></p> <p>八女市</p> <p>八女市東公民館長</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 八女市西・東公民館の初代館長として、公民館施設の整備・充実に尽力した。</li> <li>2. 青少年健全育成事業を積極的に推進した。</li> </ol>



半田 辰二

豊前市

豊前市中央公民館  
運営審議会委員

1. 公民館運営審議会委員長として、公民館の施設、設備の充実に貢献した。
2. 中央公民館と地区公民館の連絡調整に尽力した。



伊藤 一美

芦屋町

芦屋町中央公民館  
運営審議会委員

1. 社会福祉の増進に寄与した。
2. 子ども会活動を通じて、青少年の健全育成に尽力した。



前田 悟

春日市

春日市中央公民館  
運営審議会委員

1. 特に青少年健全育成に尽力し、「春日市青少年制度のあり方について」調査審議し、青少年指導員設置に貢献した。



山北 正義

志摩町

志摩町中央公民館長

1. 社会同和教育の推進に努力した。
2. 各種サークルを育成し、地域文化の向上発展に貢献した。



清原文秀

大野城市

大野城市中央公民館  
運営審議会委員

1. 成人教育の振興に貢献した。
2. 市体育協会の組織を確立させ、コミュニティ、スポーツの振興発展に尽力した。



原田 和子

大和町

大和町公民館  
運営審議会委員

1. 生活環境の浄化、オアシス運動の推進に努力した。
2. 食生活改善運動の推進に積極的に尽力した。



岩崎 七之助  
北九州市門司区  
柄杓田公民館長

1. 社会教育関係団体の指導育成に尽力した。
2. 青少年健全育成の推進に努力した。



林 良樹  
田川市  
川端町公民館長

1. 人権モデル地区宣言をする等、同和教育の推進に尽力した。
2. 老人、婦人、青年、少年の部会を組織し、公民館活動を地域全体の活動として定着させた。



篠原 重正  
北九州市若松区  
脇の浦公民館長

1. 地区の新生活運動を推進し、明るい地域社会づくりに貢献した。
2. 青少年の非行防止・住民の福利厚生事業に努力した。



高田 正春  
柳川市  
宮上町内公民館長

1. 住民の融和と連帯及び健康づくりに尽力した。
2. 青少年の健全育成等ボランティア活動に努力した。



中野 丈夫  
久留米市  
山本校区公民館長

1. 公民館建設に多大な貢献をした。
2. 公民館を中心に地域の文化の向上に寄与した。



吉住 久勝  
筑後市  
松原校区公民館長

1. 公民館建設に貢献した。
2. 町内公民館の連携・協力体制づくりを推進し、自治公民館活動の充実・発展に努めた。



永尾 清 人  
大川市  
下青木町公民館長

1. 公民館の施設・設備の充実に努力した。
2. 青少年非行防止・体育・文化事業の振興に尽力した。



古賀 哲 夫  
広川町  
藤田区分館長

1. 民意を反映する分館運営委員会を設置し、分館活動の振興に貢献した。
2. 分館で独自の成人教室を開設し、成人教育の推進に努力した。



末 吉 雄之助  
筑紫野市  
筑紫野市小地区公民館  
連絡協議会副会長

1. 婦人会、老人会、育成会等の組織の強化に努め、住民の連帯意識の高揚を図った。
2. 明るい地域社会づくりをめざし、市防犯組合連合会結成等を積極的に推進した。



中 村 壽 夫  
川崎町  
手の浦公民館長

1. 公民館建設に尽力し、地区公民館の施設の充実に貢献した。
2. 町内公民館の連絡組織を確立、町内公民館の推進に貢献した。



平 田 益 蔵  
嘉穂町  
宮野公民館長

1. 地域婦人会を中心として地域の環境衛生活動に多大な貢献をした。
2. 住民の学習集団の育成につとめ、地域の文化の向上に努力した。



浅 沼 洋 次  
赤 村  
油須原地区公民館長

1. 青少年の健全育成に積極的に取り組み、多大な業績を収めた。
2. 青壮年の体力づくりのために「走ろう会」を発足し、その指導に尽力した。

昭 和 60 年 度 優 良

種別	番 号	市 郡 名	公 民 館 名	所 在 地	館 長 名	施 設	
						敷地面積	建物延面積
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
公 立 公 民 館	1	福 岡 市	はこまつ 宮松公民館	福岡市東区箱崎 1丁目27-17	大 藪 寿	1,263	523
	2		な か 那珂公民館	福岡市博多区那 珂2丁目3-2	池 田 稔	399	281
	3		まいぎる 舞鶴公民館	福岡市中央区舞 鶴2丁目6-6	坂 根 潔	527	287
	4		ろうじ 老司公民館	福岡市南区老司 478-4	上 野 米 次	470	274
	5		ななくま 七隈公民館	福岡市城南区七 隈4丁目26-38	菰 田 和	908	349

# 公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
鉄 筋 コンクリ ート建	S 54. 3. 31	講 堂 学 習 室 研 修 室 児 童 室 和 室	運営審議会の積極的な運営により地域住民の意志がよく生かされた公民館経営がなされている。 広報活動も「公民館だより」を毎月発行し、地域の連帯意識の向上に努めている。
木 造 2 階	S 36. 3. 31	講 堂 和 室 資 料 室	青少年の健全育成事業を柱として、各種関係団体及び住民が一体となって地域指導者の育成に努力し、その業績をあげている。また高齢者の地域参加促進事業にも力を注いでいる。
木 造	S 41. 3. 20	講 堂 会 議 室 和 室 相 談 室	家庭教育学級、老人学級、成人講座及びサークルリーダー研修等、各種学級講座・研修会等に人権学習が継続的に位置づけられている。 成人男子の学習機会の一つの道を開くために父親の参加を促すプログラムの導入を図った。
木 造 2 階 建	S 46. 3. 31	講 堂 会 議 室 和 室	59年度同和教育推進のために、地域住民総ぐるみのとりくみの輪を広げていく体制づくりの推進組織が結成されたことは特筆すべきである。 勤労青少年を対象とした青年学級及び青年教室を開設し、芸術・文化の高揚を図っている。
木 造 2 階 建	S 44. 7. 1	講 堂 学 習 室 和 室 会 議 室	親子文庫活動や児童文学読書会を通して、親と子の対話を進め、青少年の健全育成を推進している。 また公民館利用団体の育成・援助を行い、その活動の促進を図っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
公立公民館	6	福岡市	はらきた 原北公民館	福岡市早良区南庄4丁目52	金子亮司	458	272
	7		げんかい 玄界公民館	福岡市西区大字玄界島21-3	林 芳也	225	195
	8	北九州市	さやがたに 鞘ヶ谷公民館	北九州市戸畑区鞘ヶ谷町3-17	野口輝雄	1,105	519
自治(町内)公民館	9	飯塚市	なまずた 鯉田公民館	飯塚市鯉田 1,373番地	青野俊平	1,879	864
	10	北九州市	だいらひがし 大里東 だいに 第二公民館	北九州市門司区大里東2丁目2-22	竹村政男	306	222
	11		社団法人 だいやんく 第四区公民館	北九州市若松区浜町2丁目6番2号	丸尾賢吾	489	296



状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
木 造 2 階 建	S 53. 3. 31	講 堂 学 習 室 和 室 調 理 設 備	学校と公民館が連携し、盆おどり、原北まつり、ほうげんぎょ等郷土の伝統文化の継承活動が活発になされている。 公民館運営に人権尊重の視点がすえられ、同和教育研修の充実が図られている。
木 造 2 階 建	S 48. 11. 30	集会所 学 習 室 和 室	離島という生活環境の中で、漁業後継者の育成及び漁業生活の中で起こる生活課題を解決していくための島民講座等の学習活動の充実努めている。
鉄 筋 平 屋	S 55. 9 (改築)	集会室 (3) 和 室 調 理 室 市 民 サ ロ ン	ホテルの里づくりや自然保護のための活動を通して青少年の健全育成を図り、その実績をあげている。また市民憲章推進モデル地区としてその推進のために、住民総ぐるみで実践活動に取り組んでいる。
鉄 筋 2 階 建	S 51. 3. 1	大 研 修 室 図 書 室 和 室 児 童 室 談 話 室	各種関係団体の自主運営の促進を図るとともに、当館を拠点として、明るい住みよい地域づくりを目指して「まつり鯉田」を実施し、地域住民の連帯意識の高揚に努めている。
鉄 筋 2 階 建	S 55. 4. 1	ホ ー ル 和 室 会 議 室 調 理 室	野外活動子どもつどい、指導者育成講座、非行防止キャンペーン等、青少年の健全育成事業に力点をおいて活動を行っている。また2か月に1回人づくりのためのユニークな活動として法話を実施している。
木 造 2 階 建	S 38. 7.	放 送 設 備 調 理 室 和 室 消 防 用 設 備 ホ ー ル	子どもから年長者にいたるまでの世代間交流を主とした活動を行い、地区住民による積極的な公民館事業への参加が活発である。特に青少年育成事業に重点を置き、その推進を図っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 （ 町 内 ） 公 民 館	12	大牟田市	あまぎ 甘木公民館	大牟田市大字甘 木375	今岡芳木	284	147
	13	久留米市	くさのこうく 草野校区公民館	久留米市草野町 矢作442-2	国武豊次	1,096	378
	14	田川市	いのくに 猪国公民館	田川市西区猪国	山田孝正	1,600	172
	15	柳川市	ほんむら 本村公民館	柳川市大字西蒲 池	大淵明	300	147
	16	筑後市	くまの 熊野公民館	筑後市大字熊野	永延守雄	495	165
	17	大川市	こぼ 小保公民館	大川市大字小保 95の1	佐藤武司	277	112

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
木 造 2 階 建	T14. 9. S31. 7 (増築)	大研修室 和 室 調理室 放送装置	公民館だよりを発行し、公民館活動の状況を住民に周知させることにより地域の連帯、親睦、融和を図り、住みよい地域社会づくりに努めている。
鉄 筋 2 階 建	S54. 5	図書室 大ホール 調理室 和 室	家庭教育学級、高齢者教室等の学習事業及び体育祭各種球技大会等スポーツ行事を実施することにより校区のコミュニティづくりの推進を図っている。
木 造	S42. 3. 1	集会室 会議室 調理室	区民運動会、隣組対抗ソフトボール大会等スポーツ活動や伝統芸能の保存育成など地域住民の融和と健康づくりに努めている。
木 造 平 屋 建	S55. 6. 1	大会議室 和 室 調理実習室 放送設備	老人の集い、青少年育成行事、親と子のふれあい行事等、新しい町づくりを提唱し、活発な活動に取り組み、他の公民館の模範となっている。
木 造 平 屋 建	S30. 12	集会室 和 室 (2) 調理室	地域住民の強い連帯感と自治意識に支えられ、文化サークルを中心とした幅広い活動が展開され、地区住民の融和を図っている。
木 造 平 屋 建	S53. 10. 13	調理設備 放送設備 会議用品	中央公民館及び他館（コミュニティセンター）との連携を図るとともに、地域住民のコミュニケーションの場として施設の機能を十分に果している館である。また、住民の交流を深める各種行事が活発に行われている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 (町内) 公民館	18	粕屋郡 古賀町	なかがわ 中川公民館	粕屋郡古賀町大 字古賀 1258-2	中野 運	m <sup>2</sup> 535	m <sup>2</sup> 249
	19	宗像郡 福岡町	しゃりくら 舍利蔵公民館	宗像郡福岡町 大字舍利蔵 163	角沖義隆	880	123
	20	三潞郡 城島町	はらなかむた 原中牟田公民館	三潞郡城島町 大字原中牟田	渋田清人	297	102
	21	八女郡 広川町	ちやうとくく 長徳区分館	八女郡広川町 大字新代 1763	松崎時雄	133	186

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
鉄 骨 平 屋 建	S 57. 3. 31	大集会室 会議室 調理室 書 庫	地域文化創造をめざす学級活動・文化祭の文化行事及び体育サークル活動、区民運動会等の体育行事が活発に行われ、文化・体育両面において、すぐれた公民館事業が推進されている。
木 造 平 屋 建	S 57. 12	調理室 和 室 ( 2 )	農村地区で無農薬野菜の生産地として有名である。自然食グループの視察の受け入れには公民館の婦人部が活躍している。17世帯の小さな集落であるため住民相互の融和はよく図られており、諸事業・行事等の参加も積極的である。
木 造 平 屋 建	S 35.	集会室 放送設備 料理実習室	公民館設置以来、地区の和を尊び「一心」をモットーに地区の連帯を深める事業が活発になされている。地域ぐるみの健全育成活動として、あいさつと一声運動を日常活動として推進している。
鉄 筋 2 階 建	S 57. 4. 20	大広間 和 室 炊事場	分館運営委員会が区民の声を反映させる場となり、そのため地域に即した事業の実施が行われている。さらに区民の親睦融和がうまく図られ、集いの場、学習の場、レクリエーションの場として分館利用が活発になされている。

— 記念講演 —

「生涯教育の推進と公民館の役割」

福岡教育大学教授 三 浦 清 一 郎 氏

# 分科会事例発表要旨

# 第 1 分科会

(市 部)

討議のテーマ	生涯教育推進のための公民館の管理・運営について	
	・ 生涯教育推進の体制づくりについて	
	・ 生涯教育推進のための職員の専門性について	
助言者	純真女子短期大学助教授	川原 黎 治
司会者	北九州市八幡西区木屋瀬公民館長	熊本 賢 一
記録者	飯塚市教育委員会社会教育係長	原 一 久
会場責任者	飯塚市中央公民館長	須賀原 国 光

## 生涯教育推進のための公民館の管理・運営

北九州市八幡西区熊西公民館事務吏員 梶谷 昭 晴

### 1. 地域の概要

熊西公民館は、北九州市八幡西区（人口251,026人）の中西部に位置し、北部は工場地帯、東部は市の副都心として発展した黒崎商店街に隣接しています。又公民館の周辺には、区役所、郵便局、電話局などがあり、緑の多い閑静な住宅地です。管内の世帯数は5,700、人口16,000人です。

### 2. 施設の概要

- ・施設規模 鉄筋3階 1,132㎡（幼稚園併設）
- ・開館年月日 昭和28年10月（改築48年4月）
- ・59年度利用状況 2,228回、26,730人
- ・職員構成 館長1、事務職員1  
二種業務員1、嘱託警備員2

### 3. 公民館の運営方針

- (1) 市のまちづくり計画「さわやか北九州プラン」や、教育委員会の重点施策にもとづき、コミュニティづくりや、生涯教

育の拠点として、心身ともに健康な市民の育成をめざす。

- (2) コミュニティづくりを志向する、公民館事業の展開をはかる。
- (3) 「地域会議」関連事業の促進など、公民館を拠点にした、地域コミュニティ活動を促進する。
- (4) 社会教育関係団体の育成と指導者の充実をはかる。

### 4. 60年度の重点施策

- (1) 「地域の少年非行を考えるセミナー」を開催し、コミュニティ活動の促進をはかる。
- (2) 生涯教育の視点にたった、公民館事業を展開する。
- (3) 公民館類似施設との連携につとめる。
- (4) 広報活動の充実につとめる。



## 5. 事業概要（昭和59年度事業より）

区分	事業名	テーマ・内容等
青少年	少年団体初級指導者講習会 青年グループ育成講座 NHK TV番組「YOU」視聴会	子ども会について 郷土史
成人（婦人）	公民館講座 家庭教育学級	春 5講座 秋 5講座 小学校3校 中学校1校 3館合同学級1
年長者	年長者教室	時事問題 郷土史 他
その他	同和教育講座 公民館文化祭	女性史を通して 人権を考える。 作品展示、芸能発表

## 6. 都市公民館に於ける事業の展開について

（これまでの事業の中から）

### (1) 筑豊電鉄沿線テレビセミナー

筑豊電鉄沿線の四つの公民館が合同企画したもの。NHK（お母さんの勉強室）を利用した。昭和56年開設

### (2) 「父親学」講座

地域課題をとりあげるため、黒崎を中心とした4館が合同で開設、青少年非行の問題を、父親を集めて開設したもの。昭和57年開設

### (3) 陳黒熊ふれあい学級（3館合同）

承り学習からの脱皮をはかった、手づくりの学級である。（参考資料参照）

公民館は一定地域を基盤として、事業を展開するものです。しかしながら、学習要求が多様化した今日、個々の学習者の要求を満たし、結びつけるには、単独の公民館では困難な事業もあります。上記の事業は、この点在する学習者を結ぶため、広域の合同講座として開設しました。

- (4) 「地域の少年非行を考えるセミナー」  
地域課題解決のための、地域の人達に対する研修の場として開設したものです。
- (5) 「お母さんの勉強室」幼児の世界  
NHKの放送を利用した講座で、幼稚園併設館としての特色を生かした事業です。

## 7. 公民館運営委員会の活性化

公民館運営委員会は、地域の情報源としてだけでなく、地域の課題解決のための、コミュニティ組織づくりの中心にならなければなりません。昨年7月「熊西地区地域会議」一健全なまちづくりを目ざす会一を結成、青少年の非行防止など、地域ぐるみで取り組んでいます。又、この地域会議の研修の場である「地域の少年非行を考えるセミナー」を、管内の小地区公民館（公民館類似施設）でも連携をとりながら開催しています。

## 8. 職員の専門性について

～職員研修の現状と課題～

今、公民館職員として求められている専門性とは、第1に住民一人一人の学習計画に対して、相談に乗りうる力量、第2に、団体の運営、学級等、集団の運営についての指導力が必要であり、インフォーマルな集団への援助が必要です。更に情報センターとして機能するために、情報に明るく、情報を先取りするセンスも必要になってきます。又、多様化する学習要求に応えるために、他の機関とも連携する能力が求められます。

これらは、他の部局から異動して来て簡単に身につくものではありません。職員研

修によって、資質を高めることが急務です。

北九州市では、全市レベルで社会教育新任職員研修、講演会、交流学習会等を実施しています。又、八幡西区でも中央公民館による新任研修、同和教育研修が行われ、毎月定例の館長研修会、職員研修会、業務員研修会が行われています。特に職員研修会は、毎月2回行い、20日は地域公民館14館と中央公民館の情報交換の場とし、月末には、下記のプログラムで研修を実施しています。

#### 八幡西区職員研修会プログラム

- 1月 公民館講座について
- 2月 同和教育研修会
- 3月 家庭教育学級と公民館のかかわり
- 4月 公民館予算について
- 5月 視聴覚器材の学習への導入法
- 6月 公民館運営について
- 7月 公民館のあゆみ
- 8月 館報の編集作成
- 9月 簡単なレクリエーションの取り入れ及び指導
- 10月 ゲートボール講習、実習
- 11月 文化祭のあり方
- 12月 一年間の評価、反省、次年、年間研修計画討議

今後の課題としては、やはり新任研修等でもっと時間をかけて、グループワークまで入れた専門研修が必要ではないでしょうか。

## 9. おわりに

「公民館は人なり」と云われます。

職員の一人ひとりの「力量」もさることながら、要は、本人の「やる気」こそが公民館を支えるのではないのでしょうか。地域住

民と共に学びながら、絶えず自己研修を積みあげて行く姿勢が必要です。公民館の存在意義を確かめながら、生涯学習やコミュニティ活動の拠点として、急激な社会情勢の変化に乗り遅れることなく、むしろ、先取りする先見性を養いたいものです。

# うけたまわり学習から 手づくり学習へ

～北九州市・陣黒熊ふれあい家庭教育学級～



グループに分かれ熱心な話し合いが続く

北九州市八幡西区の陣黒熊ふれあい家庭教育学級は、五年間の筑豊電鉄沿線テレビセミナーでの学習経験を生かし、五九年度は、うけたまわり学習からの脱皮と手づくり学習をめざし、学習を続けました。陣黒熊ふれあい家庭教育学級の学級主事の丹野節子さんに学習の様子などを紹介してもらいます。

テレビセミナーでの学習経験を生かして、北九州市八幡西区の筑豊電鉄沿線の公民館を連携して、五九年度から、「おかあさんの勉強」催してきました。

座「中学生日記」「NHK市民大学」「日曜美術館」などの番組を利用して、広範な地域を対象とするテレビセミナーを開

このテレビセミナーでの学習を通して、子どもたちの教育について、親同士が真剣に話し合い、問題を解決していくために、話し合いの焦点をどこにおくかが課題となり、さらに、学習を深めるために、新しい視点で見直していかうかという動きが出てきました。

うけたまわり学習からの脱皮五九年度の学習をすすめるにあたって、各公民館の呼びかけで一〇名の企画委員と専任講師を交えての準備企画委員会を設け、学習目標、学習内容などを五月から七回にわたり検討を重ねてきました。

その中で、子どもたちの生活習慣の変化、成長の各段階と食生活のあり方など、食文化

を通して親子のふれあいを深めよこを学習目標として立て、充実した学習にいくことになりました。

また、学習の内容については、①系統的な学習ができるもの、②仲間でのできるもの、③現実的な問題を解決し、実生活に役立つもの、④より多くの人に共通の関心や要求をみたすもの、⑤地域や社会の一員としての自覚を育てるもの、⑥共同学習の成果が期待できるものをとりあげて、うけたまわり学習からの脱皮を図ることにしました。

手づくり学習で確かなものに六月から毎月二回、陣黒熊西の三公民館の頭文字をとり、陣黒熊ふれあい家庭教育学級がスタートしました。

講師は専任とし、学級生の子ども年代に応じて「少年期」「思春期」「成人期」グループに分け、各々のグループは

話し合いの資料集め、視聴番組の選択、講師との事前打ち合せ、学習の進行など役割を分担しました。

学習のすすめ方は、NHK特集「子どもの食卓」、中学生日記「僕だって知りたいたい」、おかあさんの勉強室ならなら食い、ぱっかり食い、江古の番組視聴、各グループの発表、そして北九州市内の児童の食事についての調査資料を活用しながら話し合いを深にすすめてきました。

話し合いが深まるよう、番組が学習課題にあっているか講師の先生、事前に打ち合せをし、そのポイントをつかみ、学級生の意見を引き出し、さらに、次回

の学習へとつないでいき、継続性のある学習となるよう努力してきました。

「子どもと食文化」のテーマは、食物の種類、美味・不味の感じ方、心身の発達状況、家庭内のコミュニケーション、マナ

「など考えさせられることが多くありました。しかし、グループでの資料集め、番組の選択、発表、話し合いを通して、自分たちの手づくりで学習できたことが一番の喜びでした。

「うけたまわり学習」にならないよう、焦点化する努力と新しい情報である放送を積極的に活用していくことが、これからの家庭教育学級に必要ではないかと思えます。

ふれあい家庭教育学級は、二月で終了しましたが、いま今春の開設をめざして、これまでの学習のあり方の反省と整理をしています。

## 第 2 分科会

(町 村 部)

討議のテーマ	生涯教育推進のための公民館の管理・運営について		
	・ 生涯教育推進の体制づくりについて		
	・ 生涯教育推進のための職員の専門性について		
助 言 者	県教育庁指導第二部社会教育課課長補佐	原 田 修 次	
司 会 者	県教育庁南筑後教育事務所主任社会教育主事	渋 田 光 男	
記 録 者	顛田町教育委員会社会教育係長	貝 嶋 宇生男	
会 場 責 任 者	顛田町教育委員会教育課長	許 斐 友太郎	

## 公 民 館 の 管 理 と 運 営

三漕町公民館長 樺 島 豊

### 1. 三漕町勢の概要

三漕町は、筑後平野のほぼ中央に位置し、西鉄大牟田線で、福岡から約1時間、大牟田まで約45分のところにある。北は久留米市に接し、東は筑後市、八女郡と、南は大木町を経て柳川市、西は城島町一部は筑後川を隔て佐賀県と接している。

標高は東北の一部に25m程度の丘陵地帯があるのみで、殆んどが5～10mの平坦な水田地帯である。

当地方は、古代「水沼<sup>みぬま</sup>の<sup>あがた</sup>県」と称していた。水沼のいわれは、当地方が沼地であったからであり、そのため、現在でも町内各地から貝殻等が多く出土している。

明治22年の、町村制施行によって三漕、犬塚、西牟田の各村が生まれた。その後、昭和30年7月、犬塚村と三漕村が合併して三漕町が誕生した。さらに昭和32年筑後市西牟田町の一部が三漕町に合併して今日に至る。

現在、人口約13,500人、戸数約3,200戸、面積15.83㎦の都市近郊型の町である。県下有数の農業基地で、従来のクリーク地帯は姿を変え、機械化・大型化された近代農業が、着々と進められている。

### 2. 三漕町公民館の実態

#### (1) 三漕町公民館条例

第1条 社会教育法(昭和34年法律第207号。以下法という。)第20条の目的を達成するため三漕町に公民館を設置する。

第2条 名称は三漕町公民館と称し、当分の間三漕町大字玉満2779番地の1に置く。

2. 地区公民館を生津、福岩、南清松、北清松、壺丁原、小犬塚、大犬塚、下小犬塚、早津崎、田川東、田川西、高三漕南、高三漕北、塚崎、原田、草場、十連寺、新栄町、本町、大坪

に設置する。

第3条 三漕町公民館は、町教育委員会  
がこれを管理する。

第4条 公民館に、館長、副館長、部長、  
副部長、主事、書記その他の職員を置  
く。

2. 前項の職員のうち常勤職員の定数  
は、三漕町職員定数条例の定めると  
ころによる。

第5条 館長は、館を代表し館務を執行  
する。

2. 副館長は、館長を補佐し、館長支  
障ある場合はその職務を代行する。

3. 部長、副部長、主事、書記その他  
の職員は、上司の命を受けて館務を  
処理する。

第6条 館長、副館長、部長、副部長は  
非常勤とし、その任期は2ケ年とする。  
但し補欠によって就任した者の任期は  
前任者の残任期間とし、職員は再任を  
妨げない。

第7条 法第30条による公民館運営審議  
会の委員の定数は20名以内とし、その  
任期は2ケ年とする。但し補欠者は前  
任者の残任期間とする。

2. 委員が職務を行うために要する費  
用は、三漕町社会教育委員に準じて  
支給する。

第8条 公民館運営審議会の委員は法第  
15条による社会教育委員を兼ねる。

第9条 この条例の施行に関し必要な事  
項は館長が公民館運営審議会に諮って  
別にこれを定める。

附 則 (略)

(2) 公民館職員 (社会教育関係職員を含む)  
社会教育課長 (1名)

公民館長 (1名) 非常勤

公民館主事 (1名)

公民館主事補 (2名)

社会教育指導員 (1名) 非常勤

書記 (1名)

公民館部長 (5名) 非常勤

公民館副部長 (6名) 非常勤

### (3) 公民館の歴史

昭和21年7月の文部次官通牒、「公民館の設置運営について」によって、三漕、犬塚、西牟田の各村では、早速、公民館設置に向けて準備を始めた。その結果、昭和22年から23年にかけて、それぞれに公民館の設置を見た。各地区にはそれぞれ分館を置き、地区住民の教養の向上、健康増進、産業振興等を目指すと共に、婦人会、青年団など社会教育関係団体の育成、生活改善等に努めた。犬塚村公民館では、昭和27年他町村に先駆けて、木造二階建て72坪の公民館を新築し、活動を活発に行った。

昭和30年、犬塚村と三漕村が合併して三漕町が誕生すると共に、三漕公民館を設立し活動が始まった。続いて昭和32年筑後市から西牟田地区が三漕町と合併し今日に至る。

三漕町公民館の当初の活動方針としては、次のような事項があげられている。

イ. 事業の場をできるだけ分館に移す。  
ロ. 分館独自の事業を多く企画して実施する。

ハ. 町内各種機関との連絡調整を密にする。

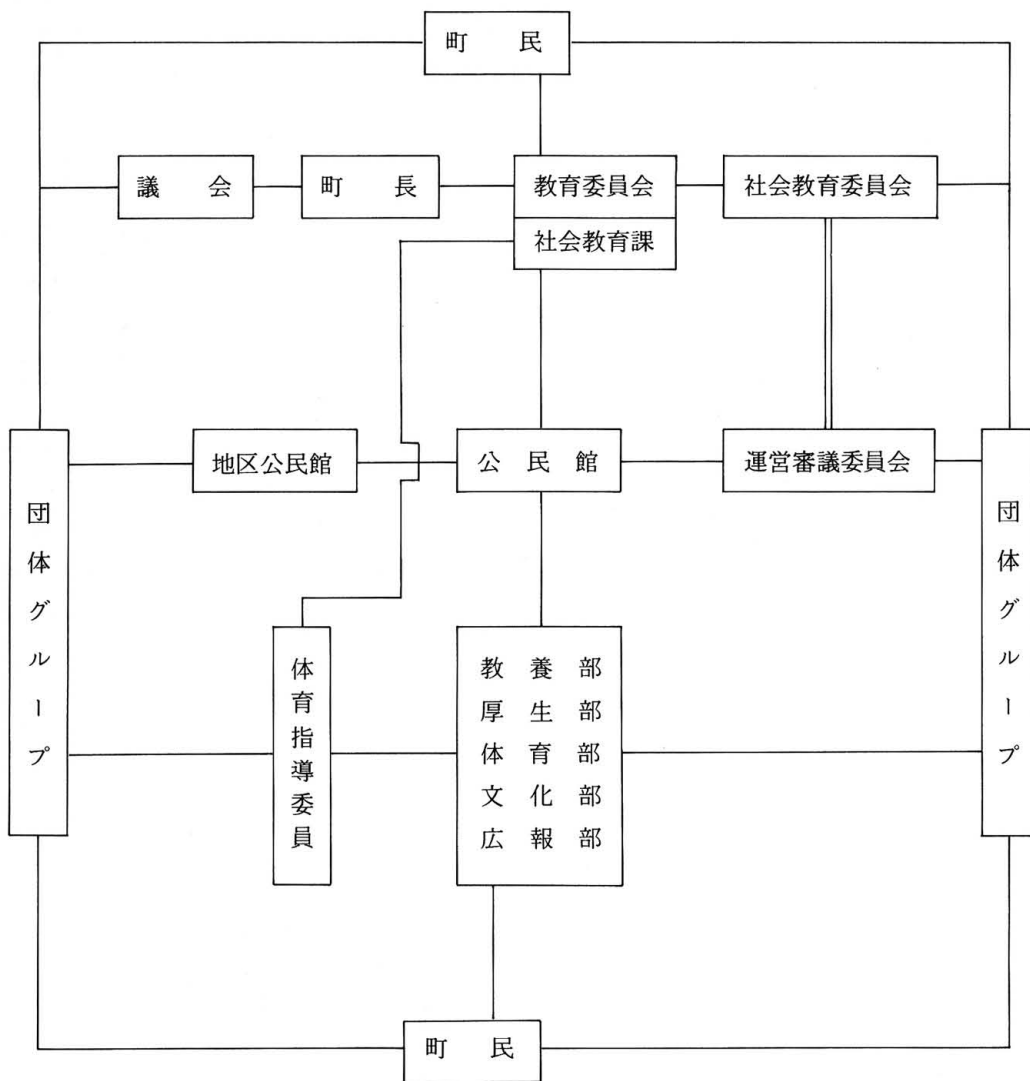
ニ. 本館及び分館の運営審議機関の活動を多く期待する。

なお、町公民館については部長制(公

民館条例第4条による) をとり、教養部、文化部、厚生部、体育部、広報部を設けそれぞれの部に、部長、副部長を置き、

各部の事業の企画、運営に当り、必要に応じ地区公民館との連携を図り活動した。この部長制は現在も続いている。

( 三 湍 町 公 民 館 機 構 図 )



### 3. 公民館の事業

### ( 地区公民館事業例 )

#### (1) 講座・学級など

- ・お茶間学級                      ・青年教室
- ・尚寿大学                        ・婦人健康教室
- ・風の子学級                     ・成人大学講座
- ・若妻学級                        ・ボランティア講座
- ・政治学級

#### (2) グループ・サークル活動

定期的（週1回～2回、月1～2回など）に趣味や芸能などを志す者同志が集り、交流と連帯を深めながら活動している。

（グループ）

詩吟(2)・民謡・書道・俳句・郷土研究  
菊の会・盆栽・将棋・俳画・かささぎ

生花・短歌・舞踊

（婦人会グループ）

生花・謡曲・洋裁・手芸・着付(2)・舞踊(4)

#### (3) 展示会・発表会

社会教育関係団体・各サークル・グループ活動の成果を展示又は発表して、事業の振興を図っている。

発表会	短歌大会（2） 詩吟大会（2） 俳句大会（2） 謡曲大会（2） 盆踊り大会、公民館発表会、文化祭発表
展示会	盆栽展、ジュニア美術展、菊花展 青年祭、生きがい展、文化祭展示

### 4. 地区公民館活動の概要

本町には20の地区公民館がある。各地区公民館にも町公民館と同様、教養、文化、厚生、体育、広報の5部を置き、町公民館各部長との連携をとりながら活動の充実発展に努めている。

昭和59年度事業報告 福岩地区公民館	
月	事業
4月	・地区公民館役員会 新年度予算・行事予定作成 ・新役員・事業・予算報告
5月	・隣組バレーボール大会参加 (3チーム) ・役員研修会（地区公民館）
6月	・育成会役員会 夏休み育成会行事検討
7月	・育成会役員会 ・ラジオ体操、ソフトボール講習参加 ・子供ソフトボール大会参加 女子優勝 ・大人ソフトボール大会参加 ・お茶間学級（第1回）
8月	・夏休み育成事業（高良山ハイキング 子供48名参加） ・三瀨郡民体育大会参加（小学生） ・町一斉清掃
9月	・氏神奉納相撲（男39女48名参加） ・青少年健全育成標語募集 ・お茶間学級（第2回） ・役員会（3回） 町民体育大会参加について打合せ
10月	・役員会（2回） 町民体育大会参加について ・お茶間学級（第2回）
11月	・お茶間学級（第3回）
12月	・役員会 実施事業の反省会 ・お茶間学級（第4回） ・町一斉清掃参加
1月	・ホッケンギョー、火祭行事の準備 と実施
2月	・お茶間学級（第5回）
3月	・役員会 役員改選、反省 ・小学生リーダー宿泊研修参加

## 5. 今後の問題点

- (1) 現在の公民館職員は、はじめから社会教育関係の職に従事していた職員はほとんどいなく、公民館に転勤してきた後に、社会教育主事の資格や専門的知識を取得した者が多い。折角、社会教育主事や公民館主事の専門的知識や能力を修得した職員が、人事異動で簡単に配置を替えられることは改善していきたいものである。
- (2) 公民館職員は、仕事の関係で休日や夜間の勤務が多い。又他の行政課に比べ多忙である。日曜出勤した場合の代休もなかなか取り難いのが現状である。職員数の増加、超勤手当の適正支給など特に配慮がほしい。
- (3) 公民館には図書館を設置し、図書も整っているが、専任職員がいないため、折角の図書の利用がじゅうぶんにできないでいる。町立図書館の設立が要請されて

いる今日、図書館専任職員の配置が望まれる。

- (4) 公民館が目指す目標の一つは、健康で豊かな生活ができる地域づくりである。したがって公民館活動の充実発展は、地区公民館活動の充実にほかならない。その地区公民館活動の障害の一つに館長、役員の1年交代の問題がある。地区公民館役員の適材適所と、少なくとも2年以上の任期を期待したい。

### おわりに

以上いろいろと述べてきましたが、公民館経営の経験も乏しく、まことに未熟な私が感じたことを卒直に報告致しました。参加者の皆さんの御批判、御教示を賜れば幸甚に存じます。



## 第 3 会 科 会

討議のテーマ	同和教育推進を図るための公民館の役割を考える		
	・ 同和教育推進のための地域指導者の養成について		
	・ 同和教育推進のための活動と展開について		
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事	金 沢	啓
司会者	県教育庁筑豊教育事務所同和教育室社会教育主事	藤 川	峯 男
記録者	庄内町教育委員会同和教育係長	安 藤	順 一
会場責任者	庄内町教育委員会社会教育課長	幸 田	芳 久

### 同和教育推進のための公民館の役割について

— 啓発のための活動の展開について —

田川市公民館連絡協議会長 坂 田 荒次郎

#### はじめに

同和教育 ～ わたしたち一人ひとりの課題として、真の民主国家づくりをめざして生きがいのある社会への願いをこめて

#### 1. 田川市地域公民館における、同和教育のあゆみの概要

昭和46年金川校区における結婚差別事件を契機に、市内8中学校区へ同和教育活動が拡がり、昭和49年中央公民館が主催する、各学級講座の必修科目としてとり入れられ、更に地区公民館（76館）での開設となった。

昭和55年～昭和59年同和教育推進指定館制度の導入、各校区から2校が同和教育推進館となり、テーマ、課題を設定し、地域

住民への啓発活動を実施。

昭和60年度校区巡回講座の開設。

#### 2. これまでの同和教育の実践を通して、みてきたもの（これまでの反省から）

- (1) 地域のくらしをみつめる中で～不安定な労働と不十分な生活基盤～筑豊～教育活動への疎外。
- (2) 同和対策事業に対する「ねたみ意識」。同和問題に対する理解はあるが、「しかし……」
- (3) 「部落差別の現実」の教材化とその実践～科学的認識を柱として差別の本質をとらえる努力を

～形がい化された同和教育からの脱皮

### 3. 啓発のための活動の展開

例 昭和59年12月市内における、差別発言を通して考える。

(1) 基本的人権を保障する、人づくり教育の徹底。

すべての人たちが生きがいを感じ合える社会づくり。

(2) 差別を生みだす、社会のしくみについての認識。

(3) 人権を尊重し、自己の社会的責任に対する自覚の芽ばえを。

このような同和教育への課題を踏まえながら、公民館が果たす役割を、もう一度、共に学びながら生涯教育として、あらゆる機会を通し、基本的人権を基調とする、学習を行うことを、本市公民館連絡協議会では決議している。

### 重点項目

1. 公民館が開設している学級講座の中に、人権問題を積極的にとり入れて学習内容の充実をはかる。
2. 地区公民館における同和講座の開設（年3回以上）
3. 地区公民館長、主事など、地域指導者育成のための研修会の実施～（リーダー研修）
4. 社会同和教育関係団体との連携による同和教育の推進をはかる。

### おわりに

基本的人権を真に保障しあえる、差別のない社会の創造を願って……

## 第 4 分科会

討議のテーマ	住民の学習要求に応える公民館の機能を考える		
		・ 学習機会提供事業実施上の課題と問題点について	
		・ 学習情報提供（学習相談も含む）機能の確立とネットワーク化について	
助言者	県立英彦山青年の家所長	高倉	豊
司会者	県教育庁北筑後教育事務所主任社会教育主事	矢永	信
記録者	稲築町公民館主事	深川	貢
会場責任者	稲築町公民館長	篠原	穂積

### 住民の学習要求に応える公民館の機能を考える

久留米市中央公民館長 齊藤 泰雄

#### I 学習機会提供事業実施上の課題と問題について

##### 1. 実施機関の形態と概況

公民館における社会教育事業は、社会生活を営む上で、生活課題に即した内容を取り上げながら学習し、人間形成を目指すことは周知の通りであり、各施設とも地域の実態に即した目標に向かって取り組んでいる。しかしながら、現代のように社会の変化する速度がはやく、かつ、大きな動きになってきたため、急激な社会の変化の中では人間の意識がさまざまとなり、公民館事業を進めていく上で、その最大公約数を何処に求めていくかが事業の成否を問う大きな鍵となる。

特に人間教育を主眼とする事業は、その地域の伝統や、社会形態が異なる中では、捉え方なり方法を大きく変えなければならぬのではないだろうか。

そのことから、現在、本市の置かれて

いる状況を踏まえながら、現状と課題について述べてみたいと思う。

本市は人口22万人、地勢的には筑後川をかかえた肥よくな平野部と、耳納山系の山岳部と丘陵地帯からなり、農業では水稲、果樹、苗木などを主体とした優良な農業作物の地帯と、商業では小売業、卸売業、また工業ではゴムを主とした地域形成になっている。

このような地勢の中にあって、市民の気質は、「仕事にはげみ、企業心にたける」、「温厚にして人付きあいもよく、思いやりの深い心をもつ」などの長所があげられ、短所としては「保守的思想が強く、進んで物事に取組む精神に欠ける」、「時間的観念が薄い」、「閉鎖的で地方的感情が強い」など市民意識調査の中であげられている。

この地域色の中で、社会教育を進める公民館の組織と動態は、

- 中央公民館 1館（公立公民館）
  - ・主催講座 — 青年講座1、婦人講座3、高齢者講座2、一般成人講座9
  - ・自主活動サークル — 学習129、芸能42、スポーツ80
- 校区公民館 27館（自治公民館……小学校区単位）
  - ・講座、学級 — 婦人学級、家庭教育学級、お母さん勉強室、親子読書、高齢者教室  
（郷学婦人学級、栄養教室、乳幼児家庭、生活学級、母親学級、地域学習学級、新しく小学校に入学する親の会、社会教育団体役員学級、交通教室、子供会育成講座、健康教室、乳幼児検診若妻講座、婦人健康講座、政治啓発）
  - ・自主活動サークル — 趣味、芸能258、スポーツ31

となっており、それぞれの公民館がその地域色にあった取り組みをしている。

なお校区公民館は、その地域性からみてコミュニティセンターの色彩が強い。

中央公民館と校区公民館は、組織上での直接的なつながりはないが、同じ社会教育の事業を受持つ部門として、事業展開の中で、それぞれの持っている課題の中から共通のものを捉え、住民の学習要求に応えられるだけのシステムづくりを目指している。

そのためには、日頃から地域住民の意志の疎通は欠かせないものであり、現在次のような課題を解決していくために、定期的な協議会をもうけて、日常活動の中で取り組みが容易なものから実践に移していくよう努めている。

- (1) 中央公民館講座の受講推進（地域活動の核となりえる人）
  - (2) 講座の共同企画と実施（地域性のあるもので地域で開催できるもの）
  - (3) 講座開催にともなう広報の積極的な対応
  - (4) 芸能祭など催しものの共同企画、実施
  - (5) 社会教育活動家の養成
  - (6) 学習情報、地域情報の交換交流
2. 住民の潜在意識を喚起するために

また中央公民館の講座を企画するにあたって、最も気をを使う処は、住民の潜在的な学習意欲を如何に引き出し、如何に興味の持てるものにしていくか、が課題といえる。

その中で参加者のニーズに応えるものと、社会生活を営むうえでの必要な知識や、科学技術の進歩にとまどわないように配慮すべき事柄などを、一つの講座の中で構成していかねばならない。そのため、まず考えなければならない事は、企画された内容をもって、「住民の意識を如何に呼び起すか」の広報手段であろうと思う。

この広報も、予算的な制約及び方法、手段などのほかに公民館というイメージから、民間の広報と比べて極めて地味なものになるのは止むを得ないものであろうか。もう少し住民の食指を動かすためには、広報する側の意識的な脱皮を必要とする時期に来ているように思う。

次に、講座等に参加した人々に共鳴を与えるだけの講座内容を持っていたかどうかということである。公民館の学習は、性別、年齢、学歴、職業など色々な条件

の異った人々を対象に行う事業であり、そのため、焦点のしぼり方に苦慮しているところだが、受講者の共鳴度合いは、参加者のニーズに応えるものであったかどうかの一つのバロメーターになりはしないだろうか。そのためには、やはり講座に同席し、受講者から、活字に現われない雰囲気というものを感じとることによって、自からが評価し、次回へ向けての課題解決への足掛りとすべきだろう。

公民館で行う教養講座をとおして、住民の多様化したニーズに応えるだけの企画をしていくことは容易なことではない。

このような問題は、色々な機会に考え方なり、取組みについて述べられているが、それを具体的にどう処理すべきか、技法的にどのような方法を駆使するのかまではいたっていない。

それは我々に課せられた大きな課題といえるかもしれない。

現在のように意識の多様化した中で、住民の学習要求に応じていくためには、入口から出口まで色々なステップを必要とする。そのステップの中に、それぞれの公民館が求めている技法的な課題というものが数多く内包されているように思う。

## II 学習情報提供（学習相談も含む）機能の確立とネットワーク化について

科学技術を軸とした情報化社会の進み方は、とどまるところを知らない勢いであり、今後もこの傾向は新しい形を形成しながら、ますますエスカレートしてくるだろう。

そのためには、現在のような情報提供のあり方では、住民意識の多様化する中で、

住民との間隔はますます広がっていくばかりである。特に現代のように個人の到達すべき目標がはっきりしていない時期にあっては、単に踏襲的なやり方でなく、一步踏み出した大胆な発想も必要である。それは公私という区別の壁を意識の中から取除き、現在行われているもの、また将来の構想まで含めて、集中的に処理され、メディアを駆使したシステムにより、住民が求める学習要求に、何時でも、何処にあっても提供を受けることのできる機能が必要であろう。それが住民の多様化した意識の中に根ざす潜在的な学習意欲を喚起し、自から場所、時期、内容、方法なりを選定しながら学習社会に参加する道しるべができるのではないだろうか。今日までは社会教育という一つの枠組みの中で企画されてきたきらいがなきにしもあらずだが、今後は社会の変化、住民ニーズの流動的な変化に対応していくためにも、社会教育施設の連携だけでなく、専門施設として各地に点在する産業、技術、労働、研究機関などを含めたシステムづくりを考えていくべきだろう。

また学習相談事業というのは、今後どのような形を志向すべきであろうか。

相談とは相手のもっている学習欲求に対し、解決の糸口を与えてくれることであろう。それだけに相談の窓口というのは幅広い知識と、相手の心情を読みとれるぐらいの専門的な知識とテクニックが求められるのではないかと思う。

今までに述べてきたものを集約すれば、常に流動化する社会の流れに対応した社会教育の技法というものを修得していく努力は欠かせないものであり、これをフォローしていく研究機関の設置と、社会教育を行うための技法修得機関の確保が、今後の事業展開の基盤を作っていく上からも欠かせない取組みであろう。

## 第 5 分科会

討議のテーマ	地域社会活性化のための公民館の役割を考える	
	・ 生涯教育推進のための地域指導者の確保について	
	・ 社会教育関係団体の育成と連携方策について	
助言者	大野城市中央公民館長	井原 信 一
司会者	県教育庁北九州教育事務所社会教育主事	喜多村 弘 信
記録者	嘉穂町教育委員会社会教育係長	大塚 三 男
会場責任者	嘉穂町教育委員会社会教育課長	大谷 清 人

### 地域社会活性化のための公民館の役割を考える

芦屋町公民館主事 鶴原 光 芳

芦屋町では、社会教育推進の基本を、「社会人としての人間形成においたうえで、学習・スポーツ活動の機会や場の提供を行うとともに、自主的・自発的活動の活性化を図る。」と考え、その目的に沿った各種事業を実施しているところであります。定期的なものとしては、

- 1) 小・中学生 イングループ・サブリーダー研修会
- 2) 青年 青年教室
- 3) 成人 明日の親のための学級  
家庭教育学級  
十代の心セミナー  
婦人学級  
各種講座  
祖父母学級等

単発としては、地区公民館役員研修会や地区子ども会育成会役員研修会、人権教育学習会等を実施しています。

そして、それらの学級・研修会等に参加し

ている人々に対して、機会あるごとに、自己学習で満足することなく、地域での活動をおしすすめるよう強調し、その任務の自覚を促がしているところでありますが、今回は地域子ども会活動の活発化を図るためのリーダー作りを目的とした研修会について報告をしたいと思います。

〔芦屋町の概要〕

#### 1. 位 置

県の北端に位置し、北は響灘に臨み、海岸線は白砂青松或いは奇岩を有する磯で形成され、自然環境に恵まれた町といえます。

#### 2. 面 積

行政面積は、10.98km<sup>2</sup>で、しかも行政面積の約 $\frac{1}{3}$ を航空自衛隊芦屋基地が占め、そのうえ中央部を遠賀川が貫流し、実効行政面積は極めて狭くなっています。

### 3. 人 口

昭和60年4月1日現在、約18,300人で、昭和52年の約19,800人をピークに減少傾向をたどっています。この傾向は、近隣の市町とはまったく逆の現象で、芦屋町では住宅用地を確保することが困難なために、最近開発がすすんでいる周辺市町にマイホームを求めて流出しているものと思われます。

### 4. 産 業

戦前より農漁業以外にこれといった産業がなく、商業にしても、町域内の購売力のみ依存する最寄日用品を中心とした商店があるのみで、就労者の大多数が北九州・福岡両都市圏への通勤をしています。

### 5. 学校・生徒数

遠賀川をはさんで芦屋地区と山鹿地区があるが、芦屋地区に中学校1、小学校2、山鹿地区に小学校1、合計中学校1、小学校3があり、生徒、児童数は、昭和60年5月1日現在、中学生956名、小学生1,765人の計2,721人が在籍しています。

〔芦屋町における職員体制〕

諸事業を担当します職員体制は別表(1)のようになります。

〔地区子ども会リーダー養成講座〕

地区子ども会活動を活発化するためのリーダー養成講座について具体的な内容は次のとおりです。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1. 名 称  | イングループリーダー・サブリーダー研修会  |
| 2. 研修期間 | 1年間                   |
| 3. 対 象  | イングループリーダー<br>小学5・6年生 |

サブリーダー 中学生

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 4. 定 員   | イングループリーダー 60名<br>サブリーダー 30人 |
| 5. 研修参加者 | 一般応募者及び地区子ども会推薦者             |
| 6. 研修内容  | 別表(2)及び(3)                   |
| 7. 認定基準  | 別表(4)                        |
| 8. 経 費   | 研修に必要な経費は報償費を除き基本的には自己負担とする。 |

この研修会を実施するに当たり、基本的なこととして考えたことは、

1. 楽しみ（体験的）ながらの学習にする。（参加者の意見を反映させる。）
2. 地域子ども会で役立つものであること。
3. 異年齢集団で行うこと。
4. 職員と参加者との学習機会を多くもつ。
5. 職員が自ら積極的にこの研修会に取り組み資質の向上を図る。

などであります。

この研修会終了者には認定証とリーダーバッジ・笛を交付するとともに、町広報を利用して認定者を紹介している。このことで、リーダーとしての自覚をもつことをねらっています。

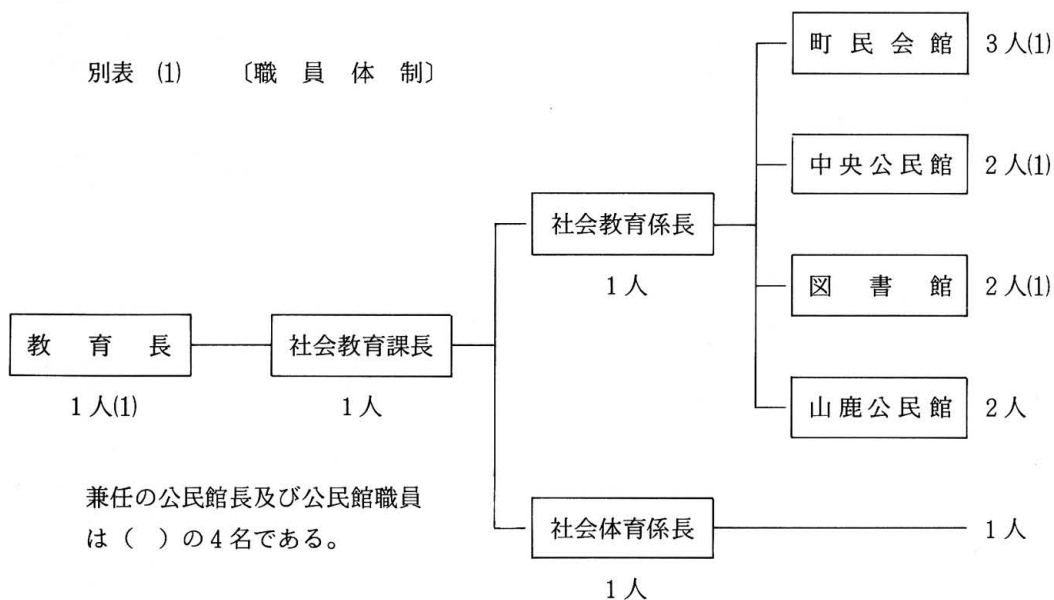
次に、このリーダー研修で大きな問題として考えなければならないのが、地域におけるリーダーの活用場の確保であります。このことについては、現在、地区子ども会育成会長にお願いするとともに、町が主催する公民館事業等でその機会をつくってもらっています。

このように、小・中学生のころより地域の一員として、その年代における役割を経験していくことにより、自主的・自発的態度を身につけ、さらに成長するにしたがって、ジュ

ニアリーダー（未設置）・青年教室・成人の  
各学級と籍を移しながら自己研鑽に努め、そ

の知識・経験を、地域で大いに生かしてくれ  
るものと思い、又、願っています。

別表 (1) (職員体制)



別表 (2) (年間研修)

月	日時	学習内容	講師等	会場	時間数	備考
5	12日 10:00	開講式 仲間づくり	教育長 公民館職員	中央公民館	2	
6	15~16日 13:00	宿泊研修	〃	少年自然の家	24	1泊2日
7	未定	創作活動	老人クラブ	中央公民館	3	
8	〃	キャンプ	公民館職員	未定	56	2泊3日
9	〃	町を知ろう	〃	町内	10	スライド作
10	〃	オリエンテーリング	〃	山鹿地区	4	
11	〃	奉仕活動	〃	〃	2	
12	〃	1985年さよなら パーティー	〃	中央公民館	4	青年教室生と 合同で
1	〃	日本の遊び	老人クラブ	〃	2	
2	〃	耐久訓練	公民館職員	未定	8	
3	〃	スポーツ大会 閉講式	〃	中央公民館	4	



別表 (3) (校 区 別 研 修)

校 区 \ 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期
芦小 (毎週月曜)	フリーテニス	インディアカ	バドミントン
東小 (毎週木曜)	インディアカ	バドミントン	フリーテニス
山小 (毎週火曜)	バドミントン	フリーテニス	インディアカ

別表 (4) (認 定 基 準)

区 分	学 習 内 容	時 間 数	合 計	認 定 時 間 数
集 団 訓 練	宿 泊 研 修	24	88	32
	野 外 活 動	56		
	耐 久 訓 練	8		
文 化 活 動	創 作 学 習	3	15	10
	町 の 歴 史	10		
	日 本 の 遊 び	2		
奉 仕 活 動	清 掃 活 動	2	2	2
レ ク 活 動	オリエンテーリング	4	11	6
	クリスマス会	4		
	スポーツ大会	3		
ス ポ ー ツ 実 習	バドミントン	70	70	42
	インディアカ			
	フリーテニス			
理 論 研 修	教 育 長 講 話	2	2	2
実 地 研 修	地区子ども会等の指導	10	10	10

## 第 6 分科会

(市 部)

討議のテーマ	人びとの交流を深める自治（町内）公民館のあり方を考える	
	・ 地域住民の参加意識を高める事業のあり方について	
	・ 地域住民の交流を促進する人材の発掘とその活用について	
助言者	北九州市八幡西市民センター館長	仰木忠幹
司会者	県教育庁福岡教育事務所主任社会教育主事	末松哲夫
記録者	山田市教育委員会社会教育主事	寺田仁
会場責任者	山田市中央公民館長	矢野勝美

### 地域住民の参加意識を高める事業のあり方について

筑紫野市中央公民館主事 砥綿敬二

#### 1. 筑紫野市の概要

筑紫野市は、県南西部に位置し、北は三郡山系、南は背振山系を以て東西に狭長なる平野を有しています。南北を両山系に迫られているため、市の中央に国道3号線、九州縦貫自動車道、国鉄鹿児島本線、西鉄大牟田線等が貫き、福岡市や久留米市に急行電車でわずか15分という交通の便もあって、近年はベッドタウンとして人口急増の地域です。市の中心街は二日市地区で、その名のとおり古くから商業の町として栄えたところです。市内の主要交通路や路線バスも、二日市を中心に放射状に延びています。

昭和30年3月に、二日市町とそれを取りまく農村部4村が、地域の拡大と町勢の進

展を図ることで合併し、人口28,196人、総面積87.5km<sup>2</sup>の筑紫野町が誕生しました。町制施行当時3万弱の人口も、昭和47年には4万人を超え、政令都市福岡の近郊都市として、また、自然に恵まれ調和のとれた明るい街づくりをめざして市制を施行しました。現在では、人口も6万人を上まわり、今後もさらに人口増加が見込まれます。また、町制当時には7百戸余りあった専業農家も30年の間に10分の1に激減し、世帯当りの人数においても5.4人から3.4人と少なくなるばかりで、ご多分に洩れず核家族化が進むなど、大きく変化してきました。

一方、合併により、「地元さえ良ければ」というような好ましくない地域意識も根強く現存している。また新旧住民の意識の差

も大きいうえで、大都市を圏内に有しての生活様式や意識の都市化等は、地域づくりのうえで諸問題の背景をなしていると考えられます。

## 2. 筑紫野市自治公民館の現状

別紙、資料

## 3. 自治公民館への期待

## 4. 地域公民館活動推進への取り組み

## 5. 「地域公民館活動講座」討議から (地域住民の参加意識を高める取り組み) 別紙、資料

## 6. 今後の課題

## 第 7 分科会

(町 村 部)

討議のテーマ	人びとの交流を深める自治（町内）公民館のあり方を考える		
	・ 地域住民の参加意識を高める事業のあり方について		
	・ 地域住民の交流を促進する人材の発掘とその活用について		
助 言 者	福岡県公民館連合会副会長	中 村 寿 太 郎	
司 会 者	県教育庁京築教育事務所社会教育係長	村 上 信 一	
記 録 者	碓井町教育委員会社会教育係長	坂 本 和 光	
会 場 責 任 者	碓井町教育委員会教育課長	杉 広	

### 地域住民の参加意識を高める地区館活動について

大平村西友枝仙台公民館前館長 原 岡 光 郎

#### 1. はじめに

私の住んでいる大平村大字西友枝は全長約 8 km の山あいには約 170 戸の家々が点在し、その入口に 50 戸の集落があり、その一角に私の家があります。

私は、仕事の関係で永く村を離れていましたが、父の残した若干の田畑と、若い時代を過ぎた懐かしい山河にひかれ、老後を生れ育った故郷でと住居を定めました。

小学校時代の友人も数人いて、温かく迎えていただき「故郷に帰って来てよかった」と思っています。

懐しさ胸一杯で帰ってきました田舎も、日が過ぎ月変わる中で、生活様式の変化と共に随分と変わってありました。

時の流れは、ふれ合いの場を少なくし、共通の話題も乏しく、心温かな近隣とのつながりも薄くしておりました。

私の子供の頃は農業が生活の中心で、田植等は、近所の人達が共同で作業しており、

昼になると、「握りめし」、「お煮メ」、「味噌漬」等を持って行き、田圃の畦道で、話し笑いながら喰べていたものですが、いまは機械化され、共働きの多い私の地区では、このような共同作業もなくなりました。

冬の山仕事でも、山で木を切る人、切った木を山から出す人、馬車で製作所、杭木店に運ぶ人と役割を分担し、仕事始めにあたっては、「小屋入り」と言って、仕事の打合せをしながら一杯やっていたのを子供心に覚えています。

初夏のいま頃、八十八夜の新茶といって、垣根がわりの茶の新芽を摘み、自家製のお茶を作って、近所のお年寄連中が集り、季節の香りを楽しみながら談笑していた姿がまだまぶたにあります。

山あいの農家の生活は厳しく辛いことも多かったと思いますが、しかし季節、季節の楽しみと人と人との交わりは、心温く豊かなものではなかったらうかと思えます。

## 2. 参加意識を高める事業の取り組み

### (1) 私と公民館とのかかわり

過ぎた昔の思い出を懐かしみ、地区の人々との温い交流を求めている私に、「地区公民館と部落の世話をしてくれ」との話があったのは、帰って来た2年目の春でありました。

永い間留守にし、ご迷惑をかけた人々の役にたつならという気持ちと共に、老後を過ごす故郷を「より住みよいところにしよう」という若干の気負いもありましたので、みなさんのご協力をお願いして引受けました。

仕事への取り組みは、暗中模索の状態でしたが、この2年の間に考えていたことは、「地区の人々の交流の場をより多く持ち、その中からお互が連帯感を深め、自分達の住んでいるところを『より明るく住みよくする』という気持ちをもってもらう」ことであります。

折角の役目をおおせつかったわけですからこれをどのように進めていくかは、長い間のブランクがあり「言うは易く行うは難し」でありました。

先ず私との壁をなくし、人々との輪を広げなければなりません。

### (2) コミュニケーションづくりをめざして

私の地区では、行政、農協等の連絡で年数回の部落常会を開いていましたが、この常会を連絡事項だけでなく、地区の人々のコミュニケーションの場とし、交流を強めようと、毎月開くことを提案し、毎月第4土曜日に、定例常会として開催することになりました。この中で、いろいろな話題を準備し、約2時間程度の会議を行っています。

また、この常会の準備、後片付けは、部落長の奥さんがやっていましたが、毎月の開催では負担も大変だし、みんなで分担しようということから話し合いの上、ゴミ置場、ゴミ捨場、公民館の清掃と常会の世話を、5戸1組の月当番で行うことにしました。よい環境づくりに、みんなで取組む姿が出来たのは大きな前進だったと思います。

### (3) 御神幸の復活

人々の集りの中から、地域の発展があり、文化が育つのではないのでしょうか。

私がこの役を引受ける前年、長い間中止されていた御神幸が復活いたしました。この御神幸に、氏子による「お神楽を奉納してはどうか」という話しが持ち上がりました。

そこで私は、神楽の練習に入る前に、みんなと話し合い、地区の組織作りに取り組みました。老人部、中年部、青年部、少年部、婦人部、文化部、農業推進部を設け、各部の部長に、地区公民館運営委員となって頂き、部落の運営と公民館活動をドッキングさせました。

このような組織が出来上り、各部の応援を得て、文化部長共々、神楽の練習に入りました。約6カ月程度で人に披露できる程度になりましたので、公民館の広場でみなさんにご披露いたしました。みなさんに営めて頂くと共に、折角ここまで出来たら自前の衣裳を作ったらとの応援があり、「応分の寄付をしよう」、「生地を買ったら婦人部で縫います」との声に力を得て、見積りの話しをお願いしたところ予定を上廻る金が集り、実施に踏み切りました。最初予定をしていた

寄付金より残金ができましたので文化部の基金にしました。

わずか一年足らずの中でこのような成果があがったのは、地区の人々が私と同じようなことを考えていたあらわれだと思います。

私は一つの成果に力を得て、更にふれ合いの輪を広げる行事に取り組みました。

#### (4) 村文化祭への参加

私の村では数年前から「ふるさと文化祭」が開催され、いろいろの催しが行われています。その中の演芸部門には、一般の人の出演が少なかったのですが「演芸にみんなで出よう」「私達も舞台上で歌ったり、踊ったりして思い出を作るのもよいではないか」等の話しがあって、演芸に出ることになりました。

夕食を終わってから、みんなが公民館に集まり約2時間程の練習の日が続きました。日頃のわだかまりを捨て、一つの目的に向かって何かをやるということは難しいものです。小さなトラブルもありましたが、熱心な練習を重ねる中に、わだかまりもなくなり稽古の夜を心待ちするようになりました。

演じ物の一つをご紹介しますと、八木節を次のようにアレンジしました。

- 音曲の笛、太鼓、鉦は神楽ばやしの6名。
- 歌、合の手に男女4名
- 踊りには20代、30代、40代から男女各5名ずつ計15名が出演し、残りの方々は裏方をつとめました。

舞台一杯になって、村民のみなさんにご披露し、多くのご声援を頂きました。

この外、お神楽に6名、小倉音頭に20

名の婦人部員が出演し、地区の人みんなが、舞台上裏方で活躍し満足して帰り、賑やかな反省会となりました。

#### (5) 交流を深める活動

「よい結果」は、次の目標に向っての励みになり、私はみんなが一つの目標に向って進むのを見守り、よい人間関係の醸成を期待し努めました。一つ一つ物事へ参加するうち、知らず、知らずの中に親しみが生まれ、地区の人々が強いきずなで結ばれつゝあることに気づきました。

自分の住む村が「明るく住みよいところ」であれと思う気持ちは誰もがもっていることであります。

この思いに、誰がどのようにして火を付けるか、手段方法はいろいろあると思います。

私は地区のみなさんに馴染のある神楽、演芸を通じ、人と人との交流を強めようと努力してまいりました。

一年を通じ地区の交流の場としての主なものは次のとおりです。

- 1月 元旦の初詣り、新年祝宴、どんど焼
- 3月 区会レク
- 5月 御神幸
- 7月 皆作
- 8月 盆おどり大会（公民館・小学校校庭）
- 9月 ふるさと文化祭

この外、飛び込みの、地区の花見や隣組の旅行等があり、毎会の参加は出来なくても、年に何回かは、みんなで話し合い楽しむことができるようになりました。

兼業農家で、共働きの多くなった現在、休日はゴロ寝とテレビという状態から脱

け出て、戸外で多くの人達と共に談笑し楽しみを分かちあうことは、人間として大切なことだと思います。

いろいろのことを企画し参加を呼びかけると、いまでは計画に従って役割をきめ実行するようになりました。先日も大平村合併30周年記念運動会に、西友枝地区170数戸から約300名が参加し「昼食」は婦人部が担当し、選手、応援共々一日を楽しく過しました。

#### 6) その他

農村には改善しなければならない多くの問題があります。人々の温いつながりを阻害するものに農業用水の問題がありました。

我田引水という言葉がありますように、特に自分に都合よく、時に横車的なものもあり、時期になると、よくトラブルがあり感情もあらわになることもしばしばでした。

毎年同じことの繰返しと、近隣との争いを無くすため、農業には経験の浅い私でしたが、みんなとの話し合いを重ね、「地区水利組合」を設立し規則を定め、役員による水の円滑な活用をはかることにし

ました。

規則の不備、問題の派生はその都度役員会で整理し、総会で規則化し、同じ争いを二度と繰り返さないようにみんなで努め、56年4月組合を設立して丸4年になります。水路整備も着々と進み、工事基金として若干の積立も出来、水のことと争うことはなくなりました。

#### 3. おわりに

このような交わりの中から更に学習し、自己を高め、充実しようという欲求を、より多くの人々がもてば「明るく住みよい地区」に近づくものと確信しています。

いま私の地区で、ふれ合いの場を多く持ち、よく学習しているのは、なんといっても婦人部でしょう。生活に忙しい中年部、青年部も年数回の話し合いの場をもつようになりました。振り返って見て、いままではそれなりの成果があったと思いますが、これを持続させ前進させることは大変であります。よい後継者づくりに努め、自分自身のためにも、出来るだけのことをしたいと思います。

## 第 8 分科会

(公民館職員入門)

討議のテーマ 公民館の歴史と目的・役割について  
・ 公民館とは何か  
・ 公民館の役割と職員のあり方

司 会 者 福岡市博多市民センター指導係長  
記 録 者 筑穂町公民館主事  
会 場 責 任 者 筑穂町教育委員会社会教育課長

田 中 宏  
土 居 政 俊  
芳 野 誠 介

## 公 民 館 職 員 入 門

県立社会教育総合センター指導員 久 家 貞 美





# 参 考 資 料

- (1) 県内公立公民館 一 覧
- (2) 全国公民館連合会第五次専門委員会答申  
「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」

県内公立公民館一覧

北九州市

名称の( )は分館

職員数の( )は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0888	S56・4・2	2200㎡	10人
	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1-6-43	571-2712	S54・11・1	1970	10
	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5-1-5	941-4220	S51・4・29	1735	10
	若松中央公民館	〒808 若松区浜町1-1-2	751-8683	S43・6・1	40(事務室のみ)	10
	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2-6-3	671-6561	S26・10・15	2169	9
	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2035	10
	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区浅生2-13-7	882-4281	S49・11・11	843	10
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 // 風師3丁目10-27	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 // 稻積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 // 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	703	4
5	大里東部公民館	〒800 // 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	692	3
6	松ヶ江公民館	〒 <sup>801</sup> <sub>-01</sub> // 恒見21-1	481-0290	S41・4・23	689	3
7	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	581-3873	S58・4・22	702	4
8	板櫃公民館	〒803 // 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	769	4
9	霧丘公民館	〒802 // 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
10	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	677	4
11	篠崎公民館	〒803 // 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
12	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
13	富野公民館	〒802 // 上富野 <sup>5</sup> 丁目 6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
14	日明公民館	〒803 // 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	539	4
15	蒲生公民館	〒803 小倉南区蒲生3丁目6-15	963-0158	S29・4・1	153	3
16	企救公民館	〒802 // 北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	644	4
17	北方公民館	〒802 // 北方3丁目62-5	951-0114	S25・1・1	209	2(1)
18	志徳公民館	〒803 // 大字徳力636-4	963-3101	S53・12・2	709	4
19	城野公民館	〒802 // 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1327	4
20	曾根公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> // 下曾根4丁目 23-38	471-7710	S48・8・21	703	4
21	沼公民館	〒802 // 沼緑町1丁目 11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
22	東谷公民館	〒 <sup>803</sup> <sub>-01</sub> // 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	723	3
23	南曾根公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> // 大字朽網1870	471-8566	S56・9・30	709	4

## 北九州市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
24	湯川公民館	〒800-02 小倉南区湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	709 <sup>m<sup>2</sup></sup>	4人
25	横代公民館	〒802 " 横代東町4丁目13-1	962-1731	S52・9・2	716	4
26	両谷公民館	〒803-02 " 大字徳吉724	451-1138	S50・5・10	706	4
27	島郷公民館	〒808-01 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S41・2・1	657	4
28	枝光公民館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S30・3・27	714	3
29	枝光北公民館	〒805 " 大宮町6-1	661-2437	S39・2・25	570	4
30	大蔵公民館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S29・7・2	676	3
31	尾倉公民館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S33・12・16	706	4
32	高見公民館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S32・7・30	733	4
33	槻田公民館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S29・8・28	647	4
34	前田公民館	〒806 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S33・8・1	704	4
35	八幡大谷公民館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S35・9・10	625	4
36	穴生公民館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S37・7・7	919	4
37	永犬丸公民館	〒806 " 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
38	沖田公民館	〒807 " 大字永犬丸69-3	612-3881	S46・4・5	670	4
39	折尾公民館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S33・10・11	578	4
40	香月公民館	〒807-11 " 大字香月2652-2	617-0203	S36・6・4	881	5
41	熊西公民館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S28・10・28	618	4
42	黒崎公民館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S31・4・4	1132	4
43	上津役公民館	〒806 " 大字下上津役2250-4	612-3568	S34・5・23	778	2
44	木屋瀬公民館	〒807-12 八幡西区大字野面770	617-1127	S57・11・26	704	4
45	陣山公民館	〒806 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S35・11・27	582	4
46	則松公民館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	704	4
47	引野公民館	〒806 " 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
48	本城公民館	〒807 " 大字本城1812	601-8990	S38・6・8	601	4
49	八児公民館	〒806 " 大字上上津役1882-3	613-2555	S55・4・24	709	4
50	浅生公民館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	843	3
51	一枝公民館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3
52	鞆ヶ谷公民館	〒804 " 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S55・10・24	519	3
53	沢見公民館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	439	3
54	三六公民館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	490	3

## 北九州市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
55	天籟寺公民館	〒804 // 天籟寺2丁目2-13	881-1028	S34・6・6	318 $m^2$	3人
56	大谷公民館	〒804 // 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	333	2
57	大谷西公民館	〒804 // 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	293	1(1)
58	中原公民館	〒804 // 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
59	西戸畑公民館	〒804 // 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
60	東戸畑公民館	〒804 // 干防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
61	牧山公民館	〒804 // 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	409	3
62	牧山東公民館	〒804 // 丸山1丁目2-38	881-3177	S40・4・5	310	3

## 福岡市

	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3025	12(1)
	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S58・8・26	4098	15(1)
	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3854	10(1)
	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S53・7・22	5058	11(1)
	城南市民センター	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S59・8・1	4028	8(1)
	西市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4034	18(2)
1	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	3
2	筥松公民館	〒812 // 箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	2
3	箱崎公民館	〒812 // //	651-7708	S27・1・1	筥松共用	2
4	香椎公民館	〒813 // 香椎駅前2丁目13-1	661-3258	S30・2・1	280	3
5	多々良公民館	〒813 // 大字津屋1032-5	691-3767	S30・2・1	455	4
6	名島公民館	〒813 // 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	3
7	和白公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> // 和白3丁目28-30	606-3001	S35・8・27	281	4
8	香住丘公民館	〒813 // 香住ヶ丘1丁目22-23	681-4704	S37・4・1	290	3
9	千早公民館	〒813 // 千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・10	265	3
10	志賀公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-03</sub> // 大字志賀島736-1	603-6706	S46・4・5	556	3
11	西戸崎公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-03</sub> // 西戸崎4丁目8-33	603-0201	S46・4・5	418	3
12	若宮公民館	〒813 // 大字松崎2757-2	662-5454	S51・4・1	275	3
13	美和台公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> // 美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	272	2
14	城浜公民館	〒813 // 城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	3

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
15	和白東公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>02</sub> 東区高見台2丁目400-2	607-2442	S53・4・1	275 m <sup>2</sup>	3人
16	八田公民館	〒813 // 八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280	3
17	舞松原公民館	〒813 // 水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	3
18	香椎東公民館	〒813 // 大字香椎1844-121	672-7098	S57・4・1	281	3
19	奈多公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>02</sub> // 大字奈多字中裏付 <sup>1243</sup> <sub>381</sub>	607-4697	S60・4・1	281	3
20	青葉公民館	〒813 // 大字八田字山ノ浦 <sup>431</sup> <sub>4</sub>	691-9799	S60・4・1	281	3
21	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
22	奈良屋公民館	〒812 // 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	281	2
23	御供所公民館	〒812 // 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	263	3
24	大浜公民館	〒812 // 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	3
25	住吉公民館	〒812 // 住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	267	4
26	堅粕東光公民館	〒812 // 東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	4
27	千代公民館	〒812 // 千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	239	3
28	吉塚公民館	〒812 // 吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	3
29	東住吉公民館	〒812 // 博多駅前4丁目 <sup>11</sup> <sub>12</sub>	431-1271	S27・1・1	281	2
30	席田公民館	〒812 // 大字下臼井30-1	611-0315	S27・1・1	460	2
31	月隈公民館	〒816 // 大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	239	3
32	那珂公民館	〒816 // 那珂2丁目3-2	431-5993	S35・4・1	281	3
33	板付公民館	〒816 // 麦野1丁目28-56	581-1117	S22・3・4	283	4
34	那珂南公民館	〒816 // 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	330	3
35	春住公民館	〒812 // 博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	3
36	東吉塚公民館	〒812 // 吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	3
37	板付北公民館	〒816 // 板付2丁目2-70	574-0651	S51・2・1	281	2
38	東月隈公民館	〒816 // 大字下月隈52-175	504-1360	S54・4・1	278	3
39	美野島公民館	〒812 // 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
40	三筑公民館	〒816 // 三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	331	3
41	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
42	当仁公民館	〒810 // 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	3
43	簀子公民館	〒810 // 大手門3丁目10-7	712-2268	S29・4・1	282	2
44	警固公民館	〒810 // 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	3
45	春吉公民館	〒810 // 春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
46	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	463 $m^2$	3人
47	平尾公民館	〒810 // 平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	378	3
48	高宮公民館	〒810 // 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	256	3
49	赤坂公民館	〒810 // 赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	332	3
50	笹丘公民館	〒810 // 笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	290	3
51	舞鶴公民館	〒810 // 舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	287	3
52	南当仁公民館	〒810 // 今川2丁目8-21	741-9053	S40・4・1	227	3
53	小笹公民館	〒810 // 平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	202	3
54	福浜公民館	〒810 // 福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	281	2
55	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目9-16	541-1088	S27・1・1	249	4
56	花畑公民館	〒815 // 花畑3丁目34-3	566-9061	S27・1・1	315	3
57	玉川公民館	〒815 // 向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	331	3
58	西高宮公民館	〒815 // 高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	216	3
59	日佐公民館	〒816 // 横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	532	3
60	大楠公民館	〒815 // 大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	274	3
61	若久公民館	〒815 // 若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	281	3
62	宮竹公民館	〒816 // 五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	4
63	長住西長住公民館	〒815 // 西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	482	4
64	老司公民館	〒815 // 大字老司478-4	565-1700	S45・4・1	274	3
65	西花畑公民館	〒815 // 皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	267	3
66	筑紫丘公民館	〒815 // 筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	267	3
67	長丘公民館	〒815 // 長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	280	3
68	弥永公民館	〒816 // 弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	3
69	東花畑公民館	〒815 // 梶形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	272	3
70	弥永西公民館	〒815 // 弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	281	3
71	東若久公民館	〒815 // 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	281	2
72	鶴田公民館	〒815 // 大字梶形原字栄ノ尾 <sup>2-99</sup>	566-2593	S58・4・1	281	3
73	野多目公民館	〒815 // 大字野多目字東田 <sup>305-12</sup>	565-4223	S60・4・1	281	3
74	長尾公民館	〒814 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	3
75	鳥飼公民館	〒814 // 鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	446	3
76	別府公民館	〒814 // 別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	268	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
77	七 隈 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	349 m <sup>2</sup>	3人
78	堤 公 民 館	〒815 " 樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	272	3
79	城 南 公 民 館	〒814 " 茶山6丁目21-5	843-8406	S54・9・1	290	3
80	片 江 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	3
81	金 山 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	282	3
82	南片江公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	3
83	田 島 公 民 館	〒814 " 田島3丁目151-5	822-0307	S58・4・1	281	3
84	西 新 公 民 館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	3
85	原 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	573	3
86	高 取 公 民 館	〒814 " 高取1丁目23-5	851-9705	S28・4・1	358	3
87	田 隈 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	276	3
88	室 見 公 民 館	〒814 " 室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	300	2
89	百 道 公 民 館	〒814 " 百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	270	3
90	原 西 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	281	3
91	早 良 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> " 大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1064	4
92	原 北 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 南庄4丁目52	831-7556	S53・4・1	272	3
93	飯 倉 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 飯倉7丁目29-27	864-0818	S54・1・4	280	4
94	賀 茂 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	3
95	有 田 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 大字次郎丸606-4	861-7679	S55・4・1	280	3
96	野 芥 公 民 館	〒814 " 野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	3
97	大 原 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	281	3
98	四 箇 田 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> " 大字四箇520-1	811-2180	S57・4・1	281	3
99	飯 原 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	281	3
100	姪 浜 公 民 館	〒814 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	448	4
101	壱 岐 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 大字拾六町784	881-1093	S27・1・1	252	3
102	能 古 公 民 館	〒814 " 能古字東657-9	881-0873	S28・4・1	281	3
103	今 宿 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> " 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	222	3
104	今 津 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> " 今津町1694	806-2021	S27・1・1	242	3
105	金 武 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> " 大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	250	3
106	周 船 寺 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> " 大字周船寺360-8	806-1371	S36・4・1	235	3
107	元 岡 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> " 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	270	3



名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
108	北 崎 公 民 館	T <sup>819</sup> <sub>-02</sub> 西区大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	417 m <sup>2</sup>	3人
109	玄 界 公 民 館	T <sup>819</sup> <sub>-02</sub> // 大字玄海島21-3	809-1243	S49・4・1	195	3
110	下 山 門 公 民 館	T <sup>811</sup> // 大字下山門875-3	881-8383	S50・4・1	281	4
111	内 浜 公 民 館	T <sup>814</sup> // 小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	3
112	壱 岐 南 公 民 館	T <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 大字野方1-3	812-0686	S55・4・1	281	3
113	西 陵 公 民 館	T <sup>814</sup> // 大字下山門1454-15	891-6342	S56・5・11	281	3
114	壱 岐 東 公 民 館	T <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 大字橋本1038	811-2185	S57・4・1	281	3
115	石 丸 公 民 館	T <sup>814</sup> // 大字石丸字クゲ+34	881-4983	S57・9・1	281	3
116	福 重 公 民 館	T <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 大字福重字道手185	882-1839	S58・4・1	281	3
117	愛 宕 公 民 館	T <sup>814</sup> // 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	281	3

大 牟 田 市

	大牟田市中央公民館	T <sup>836</sup> 有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S29・5・22	3055	4
1	三川地区公民館	T <sup>836</sup> 樋口町5-8	52-5957	S45・4・1	493	3
2	勝立地区公民館	T <sup>836</sup> 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・6・1	962	3
3	(三池分館)	T <sup>837</sup> 大字三池629-2	53-8343	S54・10・1	468	2
4	(倉永分館)	T <sup>837</sup> 大字倉永106-12	58-3479	S48・4・1	20	2

久 留 米 市

	久留米市中央公民館	T <sup>830</sup> 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S26・4・1	2705	9
--	-----------	-----------------------------	-------------------	---------	------	---

直 方 市

	直方市中央公民館	T <sup>822</sup> 津田町7-20	(09492) 2-0785	S54・4・27	2196	6
1	植木公民館	T <sup>822</sup> 大字植木481	8-0143	S29・12・28	640	(3)

飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	T <sup>820</sup> 西町2-58	(0948) 22-3274	S42・3・15	1156	3(1)
1	鎮西公民館	T <sup>820</sup> 大字大日寺593-16	23-3396	S45・4・1	689	3
2	二瀬公民館	T <sup>820</sup> 大字川津675-1	22-2196	S46・3・31	935	3
3	幸袋公民館	T <sup>820</sup> 大字幸袋50	22-1189	S47・3・30	819	3
4	孤田公民館	T <sup>820</sup> 孤田東1丁目7-45	23-6819	S48・3・31	843	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

飯塚市

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-86	23-6028	S49・3・31	808 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3人
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S51・3・1	864	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S49・9・1	1497	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S57・8・31	934	3

田川市

	田川市中央公民館	〒826 千代町6-3	(09474) 4-2000	S38・11・3	1068	6(1)
--	----------	-------------	-------------------	----------	------	------

柳川市

	柳川市中央公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	S26・6・28	435	2(1)
1	柳河公民館	〒832 大字新町5-2	〃	S26・6・28	435	2(1)
2	城内公民館	〒832 大字本城町4-2	3-9556	S6・	131	3
3	矢留公民館	〒832 大字矢留本町40-1	3-8398	S10・	180	3
4	東宮永公民館	〒832 大字佃町374	3-6793	S3・	165	3
5	両開公民館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	3
6	昭代公民館	〒 <sup>830</sup> <sub>-03</sub> 大字田脇843	3-6790	S10・	300	3
7	蒲池公民館	〒832 金納547-2	3-6791	S43・3・	218	3

山田市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(09485) 2-1222	S46・3・31	1314	0(4)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	2-0104	S47・3・31	540	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1428-6	2-1377	S42・9・30	215	2
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	2-0224	S46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	2-1369	S50・3・31	629	2

甘木市

1	上秋月公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字上秋月1732-1	(09462) 5-0457	S50・11・	594	3
2	秋月公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字下秋月670	5-0458	S41・5・	909	3
3	安川公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字下淵737	2-2017	S38・3・	663	3
4	中央公民館	〒838 大字甘木770-3	2-2117	S29・	980	4
5	馬田公民館	〒838 大字馬田1251	2-2140	S48・6・	276	3

## 甘 木 市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
6	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈 499-1 福田史所内	2-2158	S46・ ・	1000 $m^2$	3 人
7	蟻 城 公 民 館	〒838 大字片延 22	2-3004	S29・ 5・	533	3
8	金 川 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-11</sub> 大字屋永 3266	2-2242	S42・ ・	357	3
9	三 奈 木 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-11</sub> 大字三奈木 4260	2-3114	S54・ 3・	618	3
10	高 木 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-14</sub> 大字黒川 3968-2	9-0750	S53・ 3・	428	2
11	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田 299-1	2-2101	S34・ 5・	270	3

## 八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町 586	( <sup>09432</sup> <sub>2-5332</sub> )	S43・ 3・31	1133	5
	八女市東公民館	〒834 大字山内 389-5	3-5276	S56・ 3・31	737	2
	八女市西公民館	〒834 大字新庄 385	4-5272	S54・ 3・31	730	2

## 筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井 906-3	( <sup>09425</sup> <sub>3-2516</sub> )	S37・ 3・31	841	4
--	----------	------------------	--	-----------	-----	---

## 大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見 221-11	( <sup>09448</sup> <sub>8-0015</sub> )	S49・ 2・15	5293	(6)
--	----------	------------------	--	-----------	------	-----

## 行 橋 市

	行橋市中央公民館	〒824 中央 1-1-2	( <sup>09302</sup> <sub>3-0650</sub> )	S39・ 9・ 1	899	2
1	仲 津 公 民 館	〒824 大字道場寺 1439	2-1001	S47・ 4・ 1	377	2
2	椿 市 公 民 館	〒824 大字長尾 489	2-1061	S52・ 4・ 1	349	2
3	延 永 公 民 館	〒824 大字上津熊 76	4-7401	S54・ 4・ 1	577	2
4	稗 田 公 民 館	〒824 大字下稗田 967	2-1759	S29・ 4・ 1	140	1
5	今 元 公 民 館	〒824 大字今井 2092	4-3039	S29・ 4・ 1	231	1
6	泉 公 民 館	〒824 大字福富 1384	2-0404	S29・ 4・ 1	180	1
7	今 川 公 民 館	〒824 大字宝心 857	2-1199	S48・ 4・ 1	499	1
8	養 島 公 民 館	〒824 大字養島 180	2-5767	S46・ 4・ 1	116	1

## 豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 八屋町大字無田 1860 -1	( <sup>09798</sup> <sub>2-2402</sub> )	S51・10・10	603	3
1	角 田 公 民 館	〒828 松江 368-1	2-2701	S36・11・16	311	2

## 豊前市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	山田公民館	〒828 四郎丸263	2-2666	S49・3・30	352 m <sup>2</sup>	2人
3	八屋公民館	〒828 八屋1381-4	2-2775	S52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 赤熊484-1	2-3196	S53・3・7	445	2
5	三毛門公民館	〒828 三毛門914-4	2-2671	S37・11・15	601	2
6	黒土公民館	〒828 久路土1179-1	2-2670	S35・9・26	506	2
7	千束公民館	〒828 千束167	2-2250	S57・3・25	479	2
8	横武公民館	〒828 薬師寺61-1	2-2669	S47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒 <sup>828</sup> <sub>01</sub> 下河内960-1	8-2001	S34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒 <sup>828</sup> <sub>01</sub> 岩屋143	8-2002	S55・2・29	217	2

## 中間市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S53・3・31	1981	18
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	----

## 筑紫野市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S47・3・31	1767	8
1	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	(092) 922-2551	S33・3・31	219	(1)
2	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫18-6	926-2913	S34・3・28	229	(1)
3	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37・10・6	216	(1)
4	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S45・3・31	323	(1)

## 春日市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 581-1211	S42・3・29	781	8
--	----------	--------------	-------------------	----------	-----	---

## 小郡市

	小郡市中央公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>01</sub> 大板井279-1	(09427) 2-2111	S49・4・29	3466	1
--	----------	---	-------------------	----------	------	---

## 大野城市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2-14-1	(092) 501-2211	S46・3・31	2518 m <sup>2</sup>	8人

## 宗像市

	宗像市中央公民館	〒811 大字須恵348-2	(09403) 3-2548	S49・6・25	2041	6
1	日の里地区公民館	〒811 日の里1丁目6	7-1587	S54・3・1	1048	1
2	(自由ヶ丘公民館)	〒811 大字自由ヶ丘3-12-11	2-5594	S47・12・1	528	0

## 那珂川町

	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民館	〒811 大字後野120	(092) 952-2092	S50・3・30	1530	6
1	南畑地区公民館	〒811 埋金853-3	952-5316	S41・10・1	388	3
2	那珂川北地区公民館	〒811 片縄5丁目86番地	952-8852	S58・2・28	400	4

## 宇美町

	宇美町中央公民館	〒811 大字宇美4702-4	(092) 933-2600	S54・2・28	1453	3(7)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	------

## 篠栗町

	篠栗町中央公民館	〒811 大字篠栗4754	(092) 947-1454	S44・4・10	1045	1(7)
--	----------	---------------	-------------------	----------	------	------

## 志免町

	志免町中央公民館	〒811 志免980	(092) 935-7100	S54・3・24	3570	(9)
--	----------	------------	-------------------	----------	------	-----

## 須恵町

1	須恵町公民館	〒811 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			3
2	川子地区公民館	〒811 大字上須恵1290-34	-	S58・2・20	400	3

## 新宮町

	新宮町中央公民館	〒811 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1039	(8)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	-----

## 久山町

	久山町公民館	〒811 大字久原3632	(092) 976-1111	-	-	(3)
--	--------	---------------	-------------------	---	---	-----

## 粕屋町

	粕屋町中央公民館	〒811 大字仲原127	(092) 938-1410	S49・3・30	2273	1(2)
--	----------	--------------	-------------------	----------	------	------

## 古賀町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	古賀町中央公民館	〒811-31 大字久保866	(092) 944-1931	S55・6・1	2237 m <sup>2</sup>	3人
1	菴内地区館	〒811-31 大字菴内883-1	942-7918	S43・	375	1

## 福岡町

	福岡町中央公民館	〒811-32 福岡町4033	(0940) 43-5757	S27・4・	547	(2)
--	----------	-----------------	-------------------	--------	-----	-----

## 津屋崎町

	津屋崎町中央公民館	〒811-33 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S47・	820	(5)
1	勝浦公民館	〒811-33 大字勝野2274-2		S46・	212	1(1)

## 玄海町

	玄海町公民館	〒811-35 大字江口465	(0940) 62-2111	-	-	(5)
--	--------	-----------------	-------------------	---	---	-----

## 大島村

	大島村公民館	〒811-37 大島村1765	(0940) 72-2321	S51・5・	916	(2)
--	--------	-----------------	-------------------	--------	-----	-----

## 芦屋町

	芦屋町中央公民館	〒807-01 中ノ浜4-4	(093) 222-1681	S53・8・31	4097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒807-01 山鹿2862	(093) 223-1892	S47・4・1	606	(1)

## 水巻町

	水巻町公民館	〒807 大字頃末780	(093) 201-0403	S30・	1248	(5)
--	--------	--------------	-------------------	------	------	-----

## 岡垣町

	岡垣町中央公民館	〒811-42 大字吉木1072-1	(093) 282-0162	S47・3・15	1307	3(1)
1	岡垣町東部公民館	〒811-42 大字山田17番地	282-0035	S51・	980	1(2)
2	〃 西部公民館	〒811-42 大字内浦145	282-7476	S53・	652	(1)

## 遠賀町

	遠賀町中央公民館	〒811-43 大字今古賀513	(093) 293-1355	S50・8・31	2226	1(1)
1	遠賀町公民館別館	〒811-34 大字今古賀91-1	293-1238	S30・	576	(1)

## 鞍手町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2666	2(2)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	------	------

## 小竹町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	小竹町中央公民館	T <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1580 m <sup>2</sup>	2(4) <sup>人</sup>
1	北公民館	T <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勝野2379番地の1	2-6629	S45・	1480	1
若宮町						
	若宮町中央公民館	T <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字高野572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1121	4(1)
1	吉川支館	T <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字脇田16番地	4-0301	S35・	310	1(1)
2	山口支館	T <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字山口2556番地の2	2-2168	S35・	218	(1)
3	中支館	T <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字稲光711番地1		S35・	113	(1)
宮田町						
	宮田町中央公民館	T <sup>823</sup> 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1432	(7)
1	(大之浦支館)	T <sup>823</sup> 大字大隈573番地		S49・	798	(1)
2	(笠松支館)	T <sup>823</sup> 大字下有木837番地		S42・	214	1(1)
桂川町						
	桂川町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-06</sub> 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S43・8・1	865	1(1)
嘉穂町						
	嘉穂町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-03</sub> 大字牛隈201	(09485) 7-0080	S43・3・25	779	(4)
稲築町						
	稲築町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-02</sub> 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S45・12・20	1488	3(1)
碓井町						
	碓井町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-05</sub> 上臼井466-1	(094862) 2270	S56・10・5	2580	(6)
筑穂町						
	筑穂町中央公民館	T <sup>820</sup> <sub>-07</sub> 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S55・10・15	2303	(9)
穂波町						
	穂波町公民館	T <sup>820</sup> 大字秋松408	(0948) 24-7458	S53・8・31	1935	3(6)
庄内町						
	庄内町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-01</sub> 大字網分802-7	(0948) 82-1200	S34・9・30	1046	2(1)
穎田町						
	穎田町公民館	T <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1034	8(1)

杷木町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	杷木町公民館	〒838-15 大字寒水 80-1	(09466) 2-0178	S 37・3・31	1108 m <sup>2</sup>	1(3)人

朝倉町

	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野 2047-1	(09465) 2-1111	S 39・3・20	719	2(7)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	-----	------

三輪町

	三輪町公民館	〒838 大字新町 450	(09462) 2-2770	S 49・5・	1380	1(4)
--	--------	---------------	-------------------	---------	------	------

夜須町

	夜須町公民館	〒838-02 大字篠隈 339-1	(09464) 2-3121	S 40・3・	1229	2(4)
--	--------	--------------------	-------------------	---------	------	------

小石原村

	小石原村公民館	〒838-16 大字鼓 2705-2	(094674) 2311	S 41・3・	162	1(1)
--	---------	--------------------	------------------	---------	-----	------

宝珠山村

	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山 6425	(094672) 2302	S 54・2・28	892	1(1)
--	---------	--------------------	------------------	-----------	-----	------

前原町

	前原町中央公民館	〒819-11 大字前原 1339-1	(09202) 2-2481	S 34・1・10	1163	3
--	----------	---------------------	-------------------	-----------	------	---

1	波多江公民館	〒819-11 大字池田 599	(09202) 2-1641	S 58・4・1	730	3
2	加布里公民館	〒819-11 大字神在 1112	2-3026	S 42・4・1	188	3
3	長糸公民館	〒819-11 大字川付 876-4	3-2032	S 29・4・1	485	3
4	雷山公民館	〒819-11 大字蔵持 838-6	3-0078	S 33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒819-15 大字大門 42	2-7815	S 37・1・10	335	3
6	前原南公民館	〒819-11 大字篠原 675-1	4-1763	S 60・3・31	751	3

二丈町

	二丈町中央公民館	〒819-16 大字深江 1145	(09202) 5-0234	S 45・11・30	1866	(2)
--	----------	-------------------	-------------------	------------	------	-----

1	福吉公民館	〒819-17 大字吉井 4017	6-5501	S 49・4・15	641	1(1)
2	一貴山公民館	〒819-16 大字石崎 81	5-0151	S 53・2・28	650	1(1)
3	深江公民館	〒819-16 大字深江 1145	5-0234	S 54・11・30	1866	1(1)

志摩町

1	中央公民館	〒819-13 大字初 206	(09202) 7-2465	S 33・4・1	462	2
2	桜野公民館	〒819-13 大字桜井 5942	7-0259	S 46・4・1	455	2
3	引津公民館	〒819-13 大字御床 2165-3	8-2201	S 41・4・1	288	2
4	芥屋公民館	〒819-13 大字芥屋 26-7	8-2009	S 59・3・20	493	2



名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

吉井町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	吉井町中央公民館	〒839 -13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S48・3・20	1200 m <sup>2</sup>	(4)人

田主丸町

	田主丸町中央公民館	〒839 -12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S48・6・9	1254	(1)
--	-----------	------------------------	-------------------	---------	------	-----

浮羽町

	浮羽町公民館	〒839 -14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S56・3・23	2840	(2)
1	田籠公民館	〒839 -14 大字田籠1151-1	なし	S54・1・31	334	2
2	山春公民館	〒839 -14 大字山北783	なし	S53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839 -14 大字吉川479	7-7088	S53・1・23	334	2
4	御幸公民館	〒839 -14 大字朝田589-1	7-2004	S42・12・20	274	2

北野町

	北野町公民館	〒830 -11 大字中3298-2	(094278) 3551	-	-	(5)
--	--------	-----------------------	------------------	---	---	-----

大刀洗町

	大刀洗町中央公民館	〒830 -12 大字富多819	(09427) 7-2670	S52・12・15	1289	1(5)
--	-----------	---------------------	-------------------	-----------	------	------

城島町

	城島町公民館	〒830 -02 大字檜津748-1	(09426) 2-2111	S54・4・	1030	1(2)
--	--------	-----------------------	-------------------	--------	------	------

大木町

	大木町公民館	〒830 -04 大字八丁牟田	(09443) 2-1047	S53・9・	1128	4
--	--------	--------------------	-------------------	--------	------	---

三猪町

	三猪町公民館	〒830 -01 大字玉満2779-1	(09426) 4-3020	-	-	1(3)
--	--------	------------------------	-------------------	---	---	------

黒木町

	黒木町公民館	〒834 -12 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1972	(9)
--	--------	-----------------------	-------------------	-----------	------	-----

上陽町

	上陽町中央公民館	〒834 -11 大字北川内483-1	(094354) 3131	S47・12・30	873	2
--	----------	------------------------	------------------	-----------	-----	---

立花町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1111	(09433) 7-1522	S55・3・25	1121	2
1	北山公民館	〒834 大字北山2692	3-4656	S49・3・31	280	1
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	5-0001	S49・3・31	280	1
3	辺春公民館	〒834 -15 大字上辺春394-2	6-0001	S49・3・31	280	1

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

広川町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	広川町中央公民館	〒834 -01 大字新代1804-1	(09433) 2-1111	S43・12	671 m <sup>2</sup>	1(1)人

矢部村

	矢部村中央公民館	〒834 -14 大字北矢部10524-1	(094347) 2122	S43・	221	2
--	----------	--------------------------	------------------	------	-----	---

星野村

	星野村公民館	〒834 -02 星野村13083-1	(094352) 3111	S59・3・25	647	(4)
--	--------	------------------------	------------------	----------	-----	-----

瀬高町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄791-1	(09446) 2-5201	S52・3・20	2266	2(8)
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	------

1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	3-3946	S48・4・31	415	(7)
---	------	-----------------	--------	----------	-----	-----

大和町

	大和町中央公民館	〒839 -02 大字栄231	(09447) 6-1111	S55・3・21	2161	1
--	----------	--------------------	-------------------	----------	------	---

三橋町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(09447) 3-4489	S55・9・10	2141	1(4)
--	----------	--------------	-------------------	----------	------	------

山川町

	山川町公民館	〒835 -01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	710	1(2)
--	--------	-----------------------	-------------------	----------	-----	------

高田町

	高田町公民館	〒839 -02 大字濃施480	(09442) 2-5595	S45・3・31	1169	2(1)
--	--------	---------------------	-------------------	----------	------	------

香春町

	香春町中央公民館	〒822 -14 大字高野987-1	(09473) 2-2162	S50・10・31	1506	2(1)
--	----------	-----------------------	-------------------	-----------	------	------

1	(香春校区公民館)	〒822 -14 新町	2-6923	S56・7・30	205	1
---	-----------	----------------	--------	----------	-----	---

添田町

	添田町中央公民館	〒824 -06 大字添田字居屋敷538	(09478) 2-0616	S42・6・30	420	1(1)
--	----------	-------------------------	-------------------	----------	-----	------

1	津野公民館	〒824 -04 大字津野字屋敷6059	4-2001	S55・3・31	352	(1)
---	-------	-------------------------	--------	----------	-----	-----

2	彦山公民館	〒824 -07 大字落合字川原田800	5-0702	S56・5・30	458	(1)
---	-------	-------------------------	--------	----------	-----	-----

3	中元寺公民館	〒824 -06 大字中元寺2475	2-3404	S56・6・20	437	(1)
---	--------	-----------------------	--------	----------	-----	-----

金田町

	金田町中央公民館	〒822 -12 大字金田1153-1	(09472) 2-0425	S57・3・31	1999	2(1)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	------	------

糸田町

	糸田町中央公民館	〒822 -13 糸田2395	(09472) 6-0038	S48・7・31	1172	2(2)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	------	------

## 川崎町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	川崎町中央公民館	T827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S38・3・	700 m <sup>2</sup>	1(4)人

## 赤池町

	赤池町公民館	T822 -11 大字赤池970	(0947) 28-4100	S48・10・31	2394	1(2)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	------	------

## 方城町

	方城町中央公民館	T822 -12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S48・7・	1365	(7)
--	----------	----------------------	-------------------	--------	------	-----

## 大任町

	大任町公民館	T824 -05 大字大行事3180-1	(094763) 2242	S48・4・1	1809	(2)
--	--------	-------------------------	------------------	---------	------	-----

## 赤村

	赤村中央公民館	T824 -04 大字赤4657-5	(094762) 3009	S35・3・5	250	1
--	---------	-----------------------	------------------	---------	-----	---

## 苅田町

	苅田町中央公民館	T800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3853	3
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	------	---

1	小波瀬公民館	T800 -03 下新津467	(09302) 2-0167	S39・	133	2
2	白川公民館	T800 -03 鋤崎479-3	( 2-1062)	S42・3・30	387	1

## 犀川町

	犀川町中央公民館	T824 -06 大字本庄	(09304) 2-0001	S47・3・23	875	2
--	----------	------------------	-------------------	----------	-----	---

## 勝山町

	勝山町中央公民館	T824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	1
--	----------	--------------------	------------------	------	-----	---

1	(諫山分館)	T824 -08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)
---	--------	----------------------	--	------	-----	-----

## 豊津町

	豊津町中央公民館	T824 -01 大字豊津1118	(093033) 3111	S46・3・16	1481	(3)
--	----------	----------------------	------------------	----------	------	-----

## 椎田町

	椎田町中央公民館	T829 -03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S47・2・28	1953	3
--	----------	-------------------------	-------------------	----------	------	---

## 吉富町

	吉富町公民館	T871 大字広津413	(0979) 22-1944	S36・3・31	691	1(5)
--	--------	--------------	-------------------	----------	-----	------

## 築城町

	築城町中央公民館	T829 -01 大字築城251	(09305) 2-0001	S46・2・13	1277	1(5)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	------	------

1	下城井公民館	T829 -02 大字安武155	2-2886	S47・3・31	547	0
2	上城井公民館	T829 -02 大字本庄2111-2	4-0823	S51・6・8	551	0

新吉富村

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S49・7・20	995 m <sup>2</sup>	(3)人
1	(西吉富支館)	〒871-09 緒方588-1	2507	S42・3・1	524	0

大平村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下	(09797) 2-2005	S24・・	580	2(3)
1	金代公民館	〒871-09 大字西友枝		S40・・	107	1
2	小畑公民館	〒871-09 ”		S33・・	68	1
3	横川公民館	〒871-09 ”		S39・・	109	1
4	仙代公民館	〒871-09 ”		S42・・	110	1
5	東上公民館	〒871-09 大字東上		S39・・	169	1
6	土佐井公民館	〒871-09 大字土佐井		S41・・	182	1
7	下唐原公民館	〒871-09 大字下唐原		S31・・	166	1
8	小池公民館	〒871-09 ”		S47・・	127	1

(昭和60年5月1日現在、県内公民館調査による)

# 生涯教育時代に即応した公民館のあり方

社団法人 全国公民館連合会

もに公民館運営審議会の活用をはかり、住民のための公民館という原点を忘れないこと。

④ (公立) 公民館職員の資質の向上をはかるよう教育委員会の施策として研修制度を確立すること。

⑤ 地域住民のなかには一芸に秀いでた人材も数多く存在するはずである。オピニオンリーダー制度とまではいかなくとも、それらの人材を公民館にひきつけ、協力を得られるよう、日常の接近をつづけ、協力体制を確立すること。

(この項、吉里委員提出)

18 一〇〇の指標五つの提言

一、今後公民館経営及び公民館職員の努めるべき「一〇〇の指標」

① 公民館の役割はどこにあるのか。そのために何をなすべきかの原点に立ち戻って、経営にあたるとともに、常に広い視野で社会現象を分析すること。

② 住民の意識・行動の実態、地域の地理的・文化的条件その他を適確に把握すること。

③ いわゆる「生涯教育」あるいは「生涯学習」といわれている理念、内容について、公民館（教育行政当局をはじめ関連行政当局、関連施設を含み）自らが確かな理解をもつこと。

④ 「行政」（教育行政をはじめ、関連行政を含み）の果たすべき責任と限界及び公民館で営まれる「教育事業」の役割の明確化をはかること。

⑤ 公民館相互、社会教育機関（施設）相互の体系的事業の組み立てに努めること。

⑥ いわゆる「コミュニティーセンター」といわれているものと「公民館」の役割についての研究と相互連けいを考えること。

⑦ 「教育産業」といわれている各種の事業と「公民館事業」の本質を分析し、相互連けいの途を研究すること。

⑧ 国・地方の行政組織の再編と関連行政の総合化（一元化ではない。）への努力を公民館側から提言すること。

⑨ 法体系の整備。

⑩ 公立公民館を支える行財政の確立と地域住民の参加支援体制の強化。

二、「五つの具体的提言」

① 教育委員会を中心として、わがまち、わが市の「生涯教育体系」と各公的社会教育機関（文化関係、学校教育機関との関連を十分盛り込んで）、とくに公民館の役割を明確にし、「二一世紀へ向けての長期的生涯教育体制のビジョン」を策定すること。

② 公民館が中心となって、地域内の学校、教育産業その他関連施設等を構成メンバーとする「〇〇地域生涯学習プラン」を策定する場（協議会等）をもつこと。

③ 各公民館が、地域住民の意識・行動等の調査を定期継続的に行い、公民館事業（自主事業）に反映させると

### 3 公民館と行・財政

- ⑦ 行政機関と教育実施機関との任務の混同を避け、それぞれの役割に専念する。
  - ⑧ 館長、主事の身分・資格・待遇を教育公務員にふさわしいように改善する。
  - ⑨ 現行の設置運営基準が定める最低の水準をもってしては、生涯教育の主要な位置を占めることができないことに留意し、財政を強化して、施設の改善を図る。
  - ⑩ 行政系統や事務の担当区分が極度に分れてしまったことから生ずる矛盾が非能率を是正するため、教育の立場からしての整合を推進する。
  - ⑪ 各機関施設の特性と限界とに着目して、有機的な関係を保つように措置する。
  - ⑫ 現行法令、規則等を見直し、その改正にむけて努力し、財政の強化策を講ずる。
- 近づく二一世紀にそなえ、変化してやまない地域社会に深く根を下ろして、自ら学ぶことをとおして住民の結びつきと社会生活の発展を促す公民館の責務は重かつ大である。

### あとがき

全公連の第五次専門委員会は、さきに公表した中間発表をもとに、各方面から徴した意見を参考としつつ、最終作業をすすめ、ここに答申文をまとめて、その任務を終了した。

ただ、限られた審議の期間中に、十分な検討を完了し得なかつた事項や、本文に記した提案が骨組みだけで、実際的な例証を伴わなかつたものもある。それらについては、委員であつた者としても、今後適当な機会を通じて補足することを心掛けた<sup>（注18）</sup>。

いまわが国では、国を挙げて、公私さまざまのところでの教育の根本的な見直しを始めた。全国の公民館関係者は、このような動きを傍観するのではなく、自ら積極的に考え、また適切な発言をすべきである。

なお、くりかえすまでもなく、公民館の立地条件や活動のしかたは、それぞれ異なるものがあつて全国に共通画一の細目をとりあげることが不可能である。ここに示した諸原則を、各館が自己の器と周囲の実情にあはめて、具体的に研究し、実験しなければ、何の効果も挙げ得ない。

最後に、本委員会に寄せられた各方面の協力に対して、深甚な謝意を表す。



16 第二次専門委員会の報告(Ⅱ)は、昭和四五年当時の法改正気運に対して、改正案にもり込まれることが望まれる公民館の目的規定、設置基準、専門職制の確立と主事の養成、資格要件、公民館事業の質的向上、財政強化のための規定を主な内容として公民館側からの提案として発表したものである。

17 将来は、地方行政の区域や任務の修正を、また、財源にからんでは税制の改正をも考えなければならないであろう。

## 第三部 結 語

本委員会において、追究してきたところでは、その内容をおよそ次のように要約することができる。

### 1 生涯教育と公民館

㊦ 日本の教育は一日も早く生涯教育体制を打ち出し、そのもとで各機関が有機的かつ合理的に役割を分担しなければならぬ必要に当面している。

㊧ 生涯教育を推進するには、地域の実態に即した教育の総合計画(他の行政系統における施設の活動も含む)を樹立し、すべての住民に、生活を学びつつ実践することができるように、目標を設定しなければならない。

㊨ その中で、公民館は、社会教育の基幹施設として、多様な住民の生活の中にある必要課題をとりあげ、直接その事業計画に組み込むだけでなく、生涯教育体制下にある諸機関施設や団体との協力を促進するため連絡・調整・評価の任務を担当する。

### 2 公民館の目標と活動

㊩ 公民館は、公教育の機関としての要件を充足して、各地域の特性に基づき、構造的に事業を編成して、教育の成果を地域社会に還元する。

㊪ そのため、地域内の公民館のシステム化に努め、住民生活に密着できるようにする。

㊫ 社会の動向や住民の生活実態を正確にとらえて、教育の総合計画に反映させ、たえず事業の充実を図る。

㊬ 教育は「ひと」にあることを認識して、専門的資質をそなえた職員を確保し、教育にふさわしい環境を整える。

㊭ 施設の管理・運営については、利用者の拡大と、その活用に主眼を置き、また実施方法の改善に関して、運営審議会委員や有志指導者などのちえと能力とを最大限に引き出すように努める。

方面の関心を呼び起こし、周囲の協力を得ながら、自己発展の努力を続けなければならない。

〈注〉

13 一九六五（昭和四〇）年ユネスコが唱導し、世界的規模でその推進を企図した生涯教育体制（ライフロング・インテグレイテッド・エデュケーション）は、教育本来のすがたに基づいて、より適切な制度（または全体構造）、組織、内容を可能にし、万人に十分な学習機会を与える必要を強調したものであった。これは完全に公教育制度の問題であつて、一私人の判断に基づく任意の活動とは発想の次元を異にするものである。

当時ユネスコに協力する専門家は、その論文を通じて、関係諸機関の種類を挙げてその連携を訴えたり、教育有給休暇の制度化など多くの提案をした。学校教育偏重の傾向に終始してきたわが国においては、社会教育の関係者が、まずこれをきっかけとして、教育体制や一般の教育観の切り替えがすむと期待したが、未だにその実現への歩みが動きはじめたとはいえない状態である。

14 このような事態に陥つた大きな原因としては次のようなことが挙げられる。

① 行政内部が相互に連絡をせずそれぞれの動機に基づいて、思い思いに施設をつくり、運営しようとする習癖が抜けない。

② いったん成立した施設は、自分の立場にのみ固執し、影響し得る範囲の住民を丸抱えにして外部との交流を妨げようとする傾向が強い。

③ したがつて、自分の施設が果たし得る機能の限界を超えてでも自己の手法に拘泥して事業を拡張し、隣接領域と手を結ぼうとしない。

教育の世界においても同様の傾向がある。

15 第二次臨時行政調査会の答申（昭和五七年）を見ると、生涯教育にむかつて教育の質の向上、諸機関の間の調整を主張しているが、行政の減量化、効率化の一環として、公民館を含む公共施設の管理を民間委託とする方針に立っている。それは、もとより行政サービスの低下を許容する意図に出るものではないが、これまでの一般公務員の非能率的な服務の実情を、公民館職員も同様であると判断したところに問題があり、かつ公民館を単なる物的施設としてとらえ、市町村の責任を物的条件整備にのみ重点を置いて、教育における専門職制の重要性を見落しているものと考えられる。

事、権限、予算、規則、相互の関係等に遺漏のないように措置することが、設置者の責任となる。とくに、行政系統の異なるものを複合する場合に、このことが重要となる。

以上、要するに公教育機関である公民館の管理事務を所掌する教育委員会は、生涯教育の重要拠点として公民館の人的、物的整備充実と、広範な活動内容の展開に必要な財政措置を講ずることに徹すべきであり、教育の総合計画のもとで、あらためて、公民館（およびその他の機関）の適正配置を決定し、それらの事業が地域住民に広く行きわたるように、背後から促進するはたらきを強化するとともに、教育に関して、行政の総合化、組織システム化を図って、生涯教育体制の実現に向かって積極的な姿勢をとることが望まれる。

一部の地域で話題となっている、施設の管理・運営業務の民間委託ということも、ただ人件費や事業費の節減という安易な対策のために行われるのであれば、これについての「歯止め」が施される必要を感じる。

### 三、法令・基準等の改正

公民館が準拠するところの社会教育法は、昭和三四年に一部改正が行われたが、その当時と今日の社会状況とは著しく異なり、さらに刻々と変化をする現在及び将来の社会を考えると生涯教育体制の実現ともならみ合わせながら、生涯教育の法体系に従って公民館に関する法令を改めるための準備も着実に進めなければならない。それに伴って、補助金制度や設置、管理・運営の基準にもメスを入れる必要がある。(注16)

しかし、法令や基準の改正を待つだけでなく、当面必要な施策を実行に移す努力をも怠ってはならない。公立の公民館は市区町村が設置するが、一方では壮大な構えを具えた館もある反面貧弱な施設設備・人員しか維持し得ない地域(注17)もあり、さらにそのほかに未設置地域を残している状況に対して、生涯教育推進の責任者たる国や都道府県が、行政指導や財政援助を行うことが、どうしても必要である。とくに急がれるのは、次の諸点である。

- 1 職員の資質の向上を図るため、研究・研修機関とその事業を拡充すること。
  - 2 施設設備の改善を図るための計画的援助、とくに弱小自治体に対する指導と助成とを強化すること。
  - 3 前項に関して、設置者たる市町村の理事者に対し、それが財政の権限をにぎっていることも考えて生涯教育と公民館の重要性について啓発をすること。教育委員や学校教員に対してもこれに準ずる。
- 一方、公民館自身（全公連、都道府県公連、単位公民館）も、座して待つことなく、その役割について広く多

住民もしくは特定の生産・消費や保健・福祉等の領域に関するサービスを別個に企画し、施設を置いて実施に当たり、相互の連絡もほとんどなきに等しい状態となっていて、生涯教育を推進するうえで、無視し得ない問題看到这里に見る。行政機関の当事者は、その影響を受ける住民の立場をよく見て、大局的見地から、今後の方針や施策を見直すとともに、とくに教育的事業については、それぞれの機関施設の目的・機能・限界を考慮して、総合調整を図ることが急務とされるにいたった。そのためには、国においては文部省、地方においては教育委員会が、先導性を発揮しなければならないが、先導をするには、まず自分自身が、生涯教育体制の具体的な構図デザインをもっていないなければならない。そのうえ、これをモデルに引き当てて示さなければ、ひろく理解を求めることもできない。このようなモデルを公民館にあてはめかつその充実した姿を各方面に提示することが適当な処置であると考ええる。

公民館の振興を行政機関にも強く訴える理由は、ここにある。

## 二、公民館に関する行・財政の課題と対策

行政改革が強い世論(注15)となつて今日、教育行政だけがその圏外にいることはできない。したがって、公民館に直接関係する問題として、

- (ア) 公民館の管理について、館長の権限を拡大し、かつ複雑な事務手続を簡素化する。
- (イ) 人員削減が教育機関に及ぶことを防ぎ、適材・適所による配置をすすめる。
- (ウ) 業務の効率化を目ざし、設備を改良して、連絡・提携を機動的にする。

とくに教育委員会事務局と公民館との間で先導的試行などについて共同することはあり得るとしても、一般的な事業について両者が競合をしたり、広報その他のサービスに無駄な重複を生じないようにすることが緊要である。

行政の現代化には、その条件づくりのためにさし当たり、相当の経費を投資しなければならないが、長い目で見れば、これがプラスとなって返ってくるはずである。

また、最近施設の新・改築にさいして、利用者の便や用地の高度利用などを理由として、数種のもの複合建築を考える例が多くなった。その利点は認めるが、この場合、公民館部分の管理・運営には支障がないよう、人

いように注意をする必要もある。自分の手で、自分を学び、自分の判断によって市民活動を実践することと最初からおし着せの外套をまとい、あてがいぶちのくらしに甘んずるのでは、教育の本来の目的には到達できない。なお、事業というのは、あくまで教育計画を実施し、教育の目的を達成するための行為を意味するのであって、その場限りの行事とは、はっきりと弁別されるべきものである。

## V 公民館をめぐる行・財政の課題

公立の公民館は市区町村の手で設置され、維持される。それに対して、義務教育諸学校のように、国や都道府県の手厚い助成を受けることは困難である。行政改革が叫ばれ、地方行政も、その区域、権限、財政運営など諸側面からの検討がなされる必要があり、また教育制度そのものも、政府の手で根本的な見直しが始められようとしているので、将来は改善されることもあるが現実には、極めてきびしい条件にとりかまれている。そこで、市町村行政のもとで公民館が如何にして自己を守り、発展する道をきり開くかを、よく考える必要がある。

### 一、生涯教育体制の確立と行政

「生涯教育」が論ぜられる本当の由来は、すべての住民（全国民）が必要とする、より多くの教育を完備するところにあるのであって、単に年齢を追って学習活動が続けるといふ平板な解釈で充たされるものではない。したがって、それは、行政機関の責任において、基礎的、全般的な条件を整備することなしには実現し得ないものである。つまり「生涯教育」は、国と地方公共団体とが一貫して、新しい教育基盤を確立することからはじまるのである。<sup>(注13)</sup>

ここにおいて、わが国の教育行政は、国・地方とも、とくに条件整備の遅れている社会教育の分野に対する施策を強化する必要に迫られるにいたった。わけてもその基幹施設といわれる公民館は、市区町村を通じて九割以上の設置率を見ているとはいえず、未設置地域を残しており、当該地域住民の蒙る不利を解消し得ないでいる。

さらに、行政の通弊として、<sup>(注14)</sup>中央も地方も、いわゆるタテワリ方式のもとで、それぞれの省庁や部局が、一般

(例) 広報事業、展示(公民館が行う課題の開示<sup>キョウシ</sup>、調査(広聴)活動など。  
(基礎形成段階)

第二構造の事業(学習機会の提供)

(例) 学級講座・講演会・行事、相談事業・資料提供、ロビーワーク(情報提供や個人・家族等の利用を  
ベースメイキング  
通じ歩調開進を可能にする)など。

(積極的学習推進段階)

第三構造の事業(自ら学ぶことへの援助)

(例) 自主グループ・団体育成の助言、施設設備・機器の提供、経済的援助・資料提供、リーダー研修、  
個人学習援助のための諸事業など(地域社会への参加に必要な異質集団||男女差・親子間・職種のち  
がいを含む集団||体験の奨励)。

(教育的社会還元活動段階)

第四構造の事業(表現、連帯活動への援助)

(例) 団体・協議会等への援助、ボランティア講座・能力(人材)銀行開設援助、地域(形成)活動の  
援助・助言など、教育産業等では遂行し得ない公民館独特の事業。

なおこれらの実施に当たっては、指導助言、情報資料の提供がいつでも十分にできるようにするため、大学その他の教育・研究機関、他の社会教育関係施設および諸種の情報提供機関等との連絡を密にし、それらを活用することが有効である。近く本放送を開始する放送大学なども利用することが可能となるであろう。

三、事業の構造化と定型化の区別

ややもすれば、構造化の趣旨をとりちがえて、学習内容や方法を型にはめることと混同するおそれがあるが、構造化の真意は、究極の教育目的に向かつて、住民の学習活動を一歩ずつ前進させるように導き、確実な生活実践に入るまでの積み上げを援助することにある。その過程において、いわゆるフォーマルな学級講座の形態がまじっていても、それをもって構造化の代表的手段と見てはならない。それは、学習内容を系統的に追求し深化していくための一方法に過ぎない。

また、構造という呼称によって、既成のある主義主張が抱懐する論理―論法―運動の手法と混同することのな

という教育の過程を、段階を追って確実に進めて行かなければならない。

これが公民館事業構造化の原理であり、実践のねらいである。

## 二、構造化の手順と方法

まだ公民館を利用したことがなく、かつみずから学習を行うことができない成人の住民が残っていることを考えると、まずそれらの住民を学習に向けて触発することも必要である。また老年に立ちいたってから老後の生き方を学ぶのでは手遅れであるから、せめて中年層に老人への準備教育を、あるいは、青年期に婚前および両親となるための教育をというように、必要課題を先取りし、提示する積極的な企画もなければならぬ。

そのような、住民の生活の動きを予見した事業を、生涯教育のしくみに合わせて展開するには、その前提として、

- (ア) 生涯学習を援助するに当たってとくに着目すべき観点を導入する(例、男子成人教育の強化と、学習情報センターの整備など)、
  - (イ) 地域形成的志向性の重視(学習成果の社会的還元など)、
  - (ウ) 新規学習者の開発に有効な事業を工夫する、
  - (エ) 施設の個人利用を促す事業を開発する、
  - (オ) 施設間連携による事業の推進を図るとともに学校にも社会教育の手法を活用するようはたらきかける、
  - (カ) 事業の構造的展開にそって評価を加える準備をととのえる、
- ことが考えられ、そのうえで、学習者の実態に即して段階をふむ構造的なプログラムの展開を図ることが必要である。

いま、その第一構造から第四構造にいたる事業の種類を例示すれば、左のようなものが挙げられる。

### 〈準備段階〉

第一構造の事業(知らせる、啓発する、問題を提起するためのもの)

かし、公民館の職員は、その職務の実態からして、幼児から高齢者まで、すべての住民の生活の各般にわたる課題をとりあげるので、総合計画の各部分にそれぞれかわりを持たされる立場にあり、それに積極的に参加することができるよう資料をそろえ、研究をつみ重ねて、これに対処しなければならない。

#### Ⅳ 公民館事業の構造化

いまでも各公民館の職員や運営の委員は、活動の中心である教育事業のプログラムを充実させることに最大の関心を払っているが、成人としての学習意欲や態度を固めていない住民に足を引っ張られたり、他の公民館にわたる機関や団体等の教育・文化事業にかきまわされたりして、公民館事業の特性を確立し、実施することが遅れているものが多い。しかし、公民館はあらゆる手段をつくして、自己の目的に向かって事業を構造的にすすめるなければならない。

##### 一、事業を構造化する必要とねらい

生涯教育体制下における公民館事業は、青少年に学校で学んだ基礎的な知識や技能の上に、生活課題にかかわる学習を積み上げ、継続発展させて、それを地域社会に還元し、拡大するものでなければならない。

これまでの公民館は、参加してくる住民を対象に、前後の関連や到達水準とは無関係に一時的、入門的な内容を反復する事業が多く、対象も婦人や高齢者にかたよるといった傾向もなくなかった。また、民間教育産業の台頭やレクリエーション活動の普及に対して、そのあとを追うことのみはしる館も出てきた。

価値観がますます多様になり、住民の意識や行動のしかたが細分化していくこれからの時代に向かって、多数の住民の生活基盤である地域社会を分裂・崩壊から建設・発展の方向に変えて行くには、豊富な教育資料と教具とを整備し、適切な指導助言のサービスを行う専門的職員の配置が前提となるが、それを既定のこととして、

事実認識

(準備段階)

基礎的学習内容の共通化



養成と現職教育の過程を通じて、一貫して関心を向けるべき内容としては、次のようなものが考えられる。

- 1 地域社会と時代の動きを知るための正確な情報収集の技術。
- 2 住民と直接の交流をするための技術。
- 3 教育環境を整えるための知識・技術。
- 4 個人の意識をさぐり、また世論を涵養する方法。
- 5 生涯教育を展開するための施設整備、教育活動、実践展開、評価を含む総合教育計画の立案・改訂の手續と直接参加の(注12)しかた。
- 6 住民の個人差に応ずる多様な指導助言の要領や内容に関する一般的知識。
- 7 学習を高度の水準に積み上げて行くのに役立つ技術。
- 8 施設設備を改善するのに必要な知識と事務手續。
- 9 諸種の教育機関との連携を保つために必要な知識。
- 10 複雑な任務を遂行するために、心身の健康を維持し、みずから研修に打ち込むようにする態度と方法。

なおいま直ちに、教育的専門性を求められていない事務系その他の公民館職員も、一般行政とは趣きを異にする公民館の特質を理解して、その管理の業務に携わるよう、研修につとめ、また、館長や主事の専門的職務を補佐することが期待される。

また、定員が僅少な専任の主事を以て、地区館すべての仕事をまかなうため、専門職員を一館に集結させる方式をとる地域もあるが、たとえ、それによって、主事相互の連絡や協力の実が挙げるとの理由を出されても、住民とのふれ合いに距離があくことからして賛成できない。

(注)

- 11 第二次専門委員会報告(昭和四五年)Ⅱ公民館をめぐる諸制度改善の具体案の中、第三「専門職制の確立」(前掲書Ⅱ総集編三〇一ページ)に身分、職名、任用資格と養成科目・単位、現職者の特例および再教育方法の案が掲げられている。

- 12 社会教育の総合計画は、生涯教育体制下においては、教育の地域における全体計画と整合し、一貫するものとして策定されなければならない。それゆえ、きわめて広範な部署にまたがる専門家の協力がなければ作業はできない。し

専門職制の確立は行政府の責任において実施されなければならないがその養成は、国の内外を問わず一般的になつてゐる指導者養成機関すなわち大学がこれに当たるのが適当である。大学がこれを実施するには、研究と教育の体制を増強する必要があり、そのためにも、相当の準備期間を要することを考えると、一連の対策が急がなければならない。

さらに、公民館の専門職員は、当該地域の実態を十分に把握し、かつ住民と直接の接触を保つて仕事をするために、住民から信頼される人柄の者でなければならない。人物、力量を併せ備える適任者に、法規で定める基礎資格を取得させ、これを全国の各公民館に配置するとともに複雑化し、多様化する教育課題に対処し得るように、分担する専門内容の組み合わせ、職員相互の連携が可能になるように配慮する必要がある。また人物本位に選ばれた館長や主事等にも機会を求めて、資格を具えるだけの研修が実施されるようにすべきである。

最近、多くの地方に見られる傾向として、公民館職員も一般行政の職員と同じく、およそ二年を周期として異動するようになった。いまの役所のしきたりとしては、そのひんぱんな異動に乗らないと身分上不利を招くからであろうが、このような人事方式によつては、専門職員は育たず、教育活動も進展しない。有資格専門職種に安定して長期間服務し得る制度の確立を急ぐとともに、その勤務様態の特殊性に対する十分な配慮がなされる必要がある。

### 三、現職研修の強化

新たな資格を設けるには、関係法令の制定または改正、財源の確保などを必要とするが、それは公民館関係者の多年にわたる要請に応じて国が措置すべきことである。しかし、職員の専門職制を生涯教育の推進に合せて考えるとき、当該職員がくりかえし、すすんだ内容の研修を受ける機会を与えられるよう、制度をさらに精密にすることが必要となる。

これまでも、主として学校の教員の場合であるが、教育公務員特例法（第一九、二〇条）の適用を受けて、研修をすることが可能になつてゐる。しかし、社会教育の職員は、職場を離れて研修をすることなど、ほとんど望めないのが実情であつた。その中でも、仕事のやりくりをしながら、職場内有志、あるいは地域内有志などでグループ研究を実施する動きが台頭してきたが、将来は、右の基礎資格に加えて、現職研修の機会を保障する制度が確立されることを望むものである。

### Ⅲ 公民館の専門的職員

教育機関には、当然のこととして専門の知識と指導力を持った職員が置かれる。第二次専門委員会においても、この点にかんがみて、公民館長と主事との専門職制確立のための試案が考えられた。<sup>(注1)</sup>しかし、現在はまだ一般行政職員の身分で公民館に配置される者が多く、その資質をみかく機会に恵まれないばかりか、勤務条件も悪いうえに行政改革の声が挙げれば、定員削減の対象ともされる傾向にある。

#### 一、専門職制の必要と人材の確保

図書館の館長や司書に一定の資格要件があり、博物館にもまた学芸員の有資格者が置かれることになっていると同様に、公民館の職員にもその職務に見合う資格が定められ、専門職員として処遇されることを求めるのは、けっして不当な要請ではない。それどころか、国の法令が定まらない現状に対して、県が独自に方針や規則を決めて講習を実施し、修了者を安定した身分と待遇に置くように措置している例もある。

現在の国の方針としては、社会教育主事の有資格者を公民館の主事に充てるように指導されているが、もともと、教育委員会に所属する社会教育主事と、公民館という教育実施機関の専門的運営や指導に当たる主事とは、専門性の内容や力点に相違があるはずである。また、現実に、一方の資格のみを定めて、これを併用する方針のもとで一人の主事が、両方の仕事をしよう併任される事実を招いている地方も少なくないが、決して好ましいことではない。

また、公民館の職員については、公私各方面から、資格とは無関係にひろく人材を求めるほうがよいという意見もないわけではない。しかし、生涯教育の機関として、これからの時代にも存立して行くためには、最少限に見ても、複数の専門・専任の職員が配置されていることが、基礎条件として必須であり、そのことと、地域の有能な識者を公民館活動に結びつけ、そのはたらきを活かすこととは、相乗的に考えられるべきものであって、二者択一とすべきことではない。

#### 二、専門職員の養成・配置

(オ) 民営の特色を運営に反映させることと、公共機関としての使命を果たすこととを混同させることなく、必要な「ひと・かね・もの」の充実を怠らない。  
ことが挙げられる。ことに皮肉な現象として、施設が豪華になると、かえって職員の研究や改善への意欲が低下することがある点にも深く留意すべきである。

〈注〉

6 「コミュニティーセンター」は、昔の小地区社会において、生活上の利害や信条などを共通にする住民が、共同の広場としてつくりあげたものが、その源流である。第二次大戦により、すべてを失った戦後のわが地域社会に、いちはやく建設ののろしをあげた公民館が、以前から自主的に設けられ使われてきたコミュニティーセンター的な施設の用途を兼ねることも考慮したことは誤まりではない。しかし、その後、各地とも多種の施設が並立するにいたって、むしろそれぞれの主目的による役割分担を考える必要を生じた。

また両者は、住民が隣人とも協力してその生活を確立するため、自治能力を啓培する目標に関しては相通ずるところがある。しかし、運営の主軸を教育に置くか否かの点で、明かに区別されなければならない。

7 「市民館」とか「文化センター」などという通称は、一定の時間をおいても、公民館の名称になじみ、それに帰一するよう努めるべきである。

8 学校評価は、早くから標準化がなされて実施されているが、公民館の評価技術は遅れており、二、三の地方で研究・試行がなされているに過ぎない。しかし今後ともその研究をつみかさねて、適切な評価のものさしや手順を設定し、これを活用するようになることが望まれる。

9 教育基本法第八条（政治教育）及び第九条（宗教教育）の各第一項に明示されているごとく、「良識ある公民たるに必要な政治的教養」や「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」は、「教育上これを尊重しなければならぬ」と規定され、個人の完成と社会性の充足とに欠くべからざる要件がこれであり、学校のみならず、社会教育もこれらを尊重し、実行しなければならぬことになっている。

10 文部省社会教育局長通達（昭和四六・五・一五）に、行政機関は、事業の実施をすべて教育機関にまかせるべきことが明示されている。

また、第一次専門委員会も、付帯課題の一として、社会教育法第五条と第二二条との関係を取りあげ、公民館を置く市町村の教育委員会は、直接事業を主催する立場には立たないことを説明した。（前掲書各論第一参照）

きが変わった今日の時代には、もちろん運営そのものの性格や役割の重点も移り変るべきであるが、もしこれが形骸化してしまうならば、公立公民館の運営は任命によって一時期に限りここに勤務する職員の、そのときだけの方針や態度によって左右され、住民の心や活動が館から離れて行くおそれがある。

こうした事態に陥らないためには、まず運営審議会がその体質を改善し、本務職員に対する御意見番であり、頭脳集団として有力なはたらきができるようにしなければならぬ。そのため、とくに活性化を要する地域においては次の点に留意すべきである。

- 1 法令の定めるところにより、○号委員という選出区分を無視することはできないが、それぞれの区分に関しても、関係方面にはたらしきかけて、公民館に対して深い関心を有し、ひろく豊かな識見を身につけているひとを委員とするように努めるとともに、適時、委員の新陳代謝を図る。
- 2 利用者を増し、かつ継続利用を促すため、「友の会」というものを組織している地方もあるが、それによって運営が軽視されることがないようにする。
- 3 各運営委員会において、継続的な研究活動を実施し、また利用者、有志指導者との交流を通じて、運営上の課題を正確に把握することはもちろん、他地区、地域の運営とも共同して問題を考察する機会を拡大する。
- 4 当該館の施設要件や事業の実施経過に対する評価作業に委員も積極的に参加する。
- 5 都道府県公連および全公連を介して、運営委員の研修や処遇の改善を図り、必要な制度の改訂を推進する。

#### 四、管理・運営の改善方策

- 当面、公立公民館を中心として、実務遂行上とくに留意し、改善を図るべきこと<sup>(注10)</sup>がらを列挙すれば、
- (ア) 最近増加しつつある教育委員会等が公民館の事業をとりあげて、行政機関が直接実施にのりだしたり、同種の事業を、いたずらに数系統の施設でならび行うことを排除する。
  - (イ) 職員の専門的資質を高め、かつその協同化を促進するとともに、民間有志指導者を育成し活用する。
  - (ウ) 既存の一部の団体に利用を優先させず、つとめて多くの団体に公平に利用させる方途を講ずるとともに、利用する住民の自己本位の態度を排除する。
  - (エ) 多様な教育要求に応ずるためには、住民に諸種の機関施設が備える機能を有機的に連携活用させる必要があるので、そのための情報と助言の資料を整備する。

- (イ) 住民との接触を密にして、それらの意識や生活態度をつかみ、また潜在的必要を正確にとらえる。
- (ウ) 隣接各館との連絡をさかんにし、また地域にある他の教育的諸施設とも交流を保って、協力して、地域教育の総合計画を立て、かつその実施について、連携・分担・補完の措置を講ずる。
- (エ) 公民館運営審議会を活用する。
- (オ) 公民館について、理事者や教育委員会に対して理解を深めるようはたらきかけ、また住民に対して広報、広聴の方途を積極的に講ずる。
- (カ) 開放性の実を挙げるため、住民有志の協力を得て、開・閉館その他施設設備の利用に関し、職員が責任をもち得る範囲内において管理のルールに柔軟性をもたせる。
- (キ) 社会教育法第二三条に示された事項(営利的・政治的・宗教的中立性の確保)を守りつつも、住民の自治能力や態度および人倫的情操・態度を啓培するための事業を含めて、価値のある構造的なプログラムを立案し、実施する。<sup>(注9)</sup>
- (ク) 施設全体を明るく、しかも啓発性のある環境とし、かつ住民の自由な活動と、相互の交流をさかんにするための場を拡大する。
- (ケ) 少なくとも、現在、学校に備えつけられている程度の備品をそろえ、また住民の関心を高めるための展示、相談方法<sup>レファレンス</sup>を充実する。
- (コ) 必要に応じ、館外に活動を拡張する。

### 三、公民館運営審議会の活性化

従来も、運営審議会を育て、活用している館や、委員が積極的に研究し、活動している地域もあったが、逆にそれが不十分のところもあった。法に定められた制度であるから、これを置くことは置くが、委員の選びかたが公式的であったり、その役割が限定されているところからも、これを活用しにくい事情があったことは否めない。すでに第一次専門委員会も、この点に着目して、各地区館に、少数の定員ではあっても、利用者と直結する委員から成る審議会を設置するように提案をしている。

かつての初期公民館構想は、「公民館委員」が地域住民の中から選ばれ、委員会を組織して、館の人事、庶務、経理、事業の全般にわたって審議、決定し、実施を図ることになっていた。制度が変わり、社会のなりたちや動

行政事務の慣行によれば施設の効果判定の目安も、とかく予算の多寡、行事の回数や参加者数など量の側面に注意が向けられやすいが、教育機関については、むしろ内容の質をより重く視なければならぬ。したがって、たとえば施設使用料の徴収(受益者負担)という問題にしても、そのことよって教育活動の目標達成に有効であるとの根拠がはつきりとし、かつそのために職員の配置や本来業務の遂行に支障がないかなどを多角的、客観的に調べて結論を導き出す必要がある。

近年、各地で議論をまき起し、また一部の地方でそれに類する方策がとられたことのある、いわゆる「公設民営論」も、その経過の中に、公営の非効率、事業の上での形式主義が問われている一面があることは否定できない。公共機関が、その管理・運営を、ただ人件費や事業費を節約するために、安易に民間委託とすることは容認できない。しかしその反面、民営施設の活力ある経営に学ぶべきものが多いことは事実である。公民館としては、たとえ公立機関であっても、最初の公民館構想(設置要綱、昭和二十一年)に盛られた「民立民営」論の意欲と方針とを背負っているだけに、住民のための公民館であるという基本精神を常に忘れてはならない。

さらに、住民に親しまれ、気軽に利用させようとして、「公民館茶の間論」が唱えられたり、また施設空間の自由使用に重点をおいた「貸し部屋公民館」というべきものも見受けられる。そのため、ややもすれば、公民館とコミュニティセンターとの区別も不明確になったり、あるいはまた、教育の方法を独自に選択しないで、学校や、民間の教育産業(いわゆるカルチャーセンターなど)のものまねにはしる例も出てきた。しかしただ単に親しみやすい雰囲気を作り、また奇抜なプログラムで住民を集めようというのでは、公民館の成立の根拠は薄弱となり、これを整備すべき理由も消滅する。なお、名称が古くさいという言い分にも、われわれは賛成し難い。

## 二、公立公民館運営の指針

施設(制度)を生かすものは「ひと」である。その人間も、一定の財政的基盤を確保しなければ、如何にすぐれた方針や企画を立てても、実施をすることが困難である。しかし、反対に、容れ物や資金がそろっていても、教育機関に適した専門職員が配置され、それらが責任をもって実務を遂行しなければ、教育は盛り立たない。公民館の館長、主事は、専門職制の中核的存在である。その中で館長が、主事その他の職員の資質能力を活かして、日常の運営上、留意すべきことからは、次のように考えられる。

(ア) 施設評価をたえず励行し、改善につとめる。

行きたい。それはまた、婚前教育とか、老齢期にそなえる中年成人の学習など、多くの必要課題についても同様に考えられるものである。

事業の側面だけでなく、公民館は、住民の生活の向上に奉仕する各種の施設に対して、住民の心をとらえ、かつ住民がすすんで利用するように、施設の構造や管理・運営についても、モデル的な存在となり、さらに事業などの協同化を主唱する気まえをもつことが望まれる。そして、究極的には、地域社会そのものを、より教育的な環境に改めて行くための原動力となるようにして行きたい。

〈注〉

5 集会和活用、学習と創造、総合と調整を表現を変えて、集まる、学ぶ、結ぶとした第一次専門委員会の所見は、当時公民館内部で発想されていた「三階建論」に拠っている。すなわち公民館は一階を親しみやすく入りやすい広間とし、そこになじんだ住民を二階の学習の場に導き、さらに学んだ結果を、生活実践（三階）に推し進めるように活動をすべきだというアイディアを示すものであった。

社会教育法第二二条の七に、「その施設を、住民の集会その他の公共的利用に供すること」とあるのも、単なる貸し部屋を提供するのではなく、上掲の「結ぶ」という目標に合わせたものであることを理解すべきである。

## Ⅱ 公民館の管理・運営方針

類似施設や法人立の公民館といわれるものを除き、既存の公民館のうち圧倒的多数を占める公立の公民館は、二一世紀を目ざす生涯教育の重要な機関として、それにふさわしい管理・運営をしなければならない。公立の公民館は、とくに関係法令や条例・規則によって制約を受けるが、そのもとにおいても、日常の運営に工夫をこらし、住民に活用されるものにならなければならない。

### 一、現代的教育機関の管理

管理とは、科学的・合理的にその体質を改善して機能をよく発揮し得るように効率的な運営をし、かつ公正な所務の遂行に必要な規程や基準を設けて、その対象者に対して有効な奉仕を行うようにすることを意味する。



茶の間形態の何れかという実態上の二極が、今後多極化することも考慮して、

● 生活を学び、創造する地域における生涯教育トータル・エデュケーション・センターの代表的機関であり、

● よく知り、よく判断をするための情報提供機関インフォ・イシュー・センターであり、

● 地域社会生活を発展させるための実践拠点オカナイ・イグニッションである、

という性格規定を鮮明にし、それぞれの館がおかれている地区の実態を科学的に究明して、具体的な活動計画を立案しなければならぬ。それはもちろん地域社会全体に共通の総合教育計画の一環として考えられるものであるが、同一地域社会の中においても、地区ごとに特色ある施設や活動を打ち出すことを是認するものである。

各地区館が、公民館として当然果たすべき役割にかなう施設設備や事業を必置すると同時に地区の特性を運営に反映させるためには、地域における公民館（類似施設も含む）全体の間のシステム化を強めることがとくに重要となる。内なるシステム化は、いわゆる連絡調整に当たる館を介して、通称ターミナル公民館など、設置理由を異にする館も出現している今日、それぞれの位置と任務とを十分に考慮するとともに、地域内の公民館網に盲点を残さないよう、その組織オクトーグと活動の構成について綿密な配慮をほどこす必要がある。

しかし、右に提起したことは、公民館の独善と独走とを意味するものではない。今日、各地域社会に、別個にかつ多様に成立し、利用されている諸施設は生涯教育体制を完成するためには、有機的に関連させ（学校も当然その中の一となる）、それぞれの機能の限界にも十分留意して、相互に協力し合うようにしなければならない。なお、それについて付言したいのは、口先で連携を叫んでも、それだけで実効が挙がるものではない。公民館がこの必要を自覚し、先頭に立って、各方面の関心と呼び起こし、実現に向う気運を醸成しなければならないということである。

さらに、公民館は、生涯教育のモデル機関の一として、プログラムや指導方法に関して、先導的試行を実施することもできるように、自己の役割の拡大を図って行きたい。たとえば、最近の教育界において、全国民の関心事となっている、在学青少年の非行あるいは息学、自殺等の行為の頻発に対して、学校も、当該家庭もなすところがない状態にメスを入れ、問題の根源にさかのぼって、新たな教育のしくみにあてはめるとともに、その中の、重要視点については、これを住民が研究し実践することを促すように事業計画として打ち出す試みをもって

とが考えられる。すなわち、

住民の「集まる」―「学ぶ」―「結ぶ」活動に、さらに、「知る」ことと「参加する」ことをあわせ、しかも、これらの五つを並列的に見るのではなく住民の連帯を中心に据えた構造的な把握にもって行くべきである。さらに並行して、反省評価の改善を図ることとする。

以上のようにして、第二次専門委員会が強調した「学習と創造」に焦点を置く基本方針をふまえつつ、これをさらに「総合し調整」して地域へ還元するところまで高次化し、かつフィードバックするところに公民館でなければ果たし得ない重要目標を新たに設定した。

この固有の目標に対して、当面重点的に活動方針に盛り込まれるべきものは、左のとおりである。

- 1 流動してやまない国際情勢のもとに生きる人間として、まず自己の足許の地域社会に目をそそぎ、未解決の課題をとらえるとともに、周辺の世界の状況について、正確な情報を揃えることができるようにする。
- 2 周囲から孤立し、逃避しがちな住民にはたらきかけて、学習活動を動機づけ、さらに共同の学習の場を設定してそこに参加するように促す。
- 3 共同で学ぶことをもって、すべての学習が終るのではなく、その内容を個々の生活に合わせて深化させ、具体化する活動に進むことが本当の学習であると自覚し、実行するように奨励をする。
- 4 個人による学習の成果は、自己の生活に還元されるばかりでなく、地域社会の営みに反映されなければ、その意義が薄れる。学習結果の社会化を可能にするものは、主として地域に成立している諸団体であり、住民相互のつながりである。公民館の活動は、これらの団体との連携協力によって特色あるものとなる。
- 5 科学技術や大衆伝達手段に一方的に支配される人間は増えるが、自己と周囲とを的確に見さだめ、適切な判断に基いて行動する人間は容易には育たない。そのために地域社会は今後いっそう動揺をし不安定の度を増すおそれがある。公民館はこうした事態を防ぎ、生活を確立することについての評価がたえず励行されるようにして、地域活動の方向を正すための世論形成を促進する。

## 二、公民館の進路と他の機関施設との関係

地域社会の多面的で複雑な変化の状況を予見し、それに対処する必要を担う公民館は、とくに、学校の模倣と

## 第二部 各論

### I 公民館の理念

かつて全公連の第一次専門委員会は、公民館の目的と理念を、①公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある、②公民館活動の核心は、国民の生涯教育態勢を確立するにある、③公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にあると表現した。この基本的視点は、今日もなお生きている。ただ変化してやまない現代社会においては、それらを靜的に解釈するだけでは不十分であつて、より動的な見方と方向づけを行う必要を生じている。

#### 一、これからの公民館に求められるもの

生涯教育体制下における公民館は、法的にも、実質的にも公教育の機関である。そして教育とは、あくまで、人間性を尊重し人間的なふれあいによって結実するものである。それゆえに、公民館は、地域社会に生活する住民を教育実践を通じて人間としての成長に向かうように導くことを根本目的とする。

最近、各地域社会にあらわれた、住民の日常生活に大きい影響を与えている現象を挙げれば

- (ア) 新たに開発された技術を応用した家庭用機械器具の普及と、半加工食品または貯蔵食品の利用による生活の簡便さと単一化、
- (イ) 住居様式や成人男女の勤労形態の変化と家族相互の接触の稀薄化、
- (ウ) 子女の教育や日常生活に関する近隣の人間関係や協力態勢の弱体化、
- (エ) マスコミュニケーション手段の広がりに伴う思考や興味の焦点の流動化と、余暇利用方法の個別化、
- (オ) 対人・公共道徳の低下や職業倫理の衰退等に基因する安定感の減少と、断片的判断および刹那的行動の増加、

などが目立ち、世代間の意識や行動のひらきも顕著になってきた。

こうした時代の傾向に対して、公民館は、一般に、その任務を遂行するための目標を、次のように構成するこ

- (一) 運営上の方針
- (二) 設置及管理
- (三) 維持及運営
- (四) 編成及設備
- (五) 事業
- (六) 設置の手續
- (七) 指導 (注) 公民館に対する)
- (八) 備考

これらの中で、(一)においては、町村民の交友と生活・産業上の指導を受けるための文化教養の機関であり、かつ諸団体が提携して町村振興の底力を生み出す場所として性格づけ、それが住民の自主的な要望と協力とによって設置され維持されるのが理想であるとし、(二)については、民主的な社会教育機関たるにふさわしく、図書や機械類等の設備を充実し、しかも明朗で開放的な場を設定し、総合的な活動を目ざすべきであると述べた。

さらに(四)において、公民館委員を選出し、委員会が運営の主体となつて、職員(館長・主事)を置いて維持ならびに事業の計画立案に当たること、またそれを分担実施するため、(五)に四部編成(教養・図書・産業・集会の各部)による活動の推進を奨励するとともに、学生などの研究修養、実態調査、啓発紙作製頒布、託児・共同炊事等の事業、簡易な医学・衛生事業、文化団体の本部を置くことも考えられるとした。

これらの広範な事業を担当する公民館に対して(八)において、中央及都道府県は、講師組織を作り派遣すること、備品のあつせん、職員の研修につとめること、大学・専門学校との協力を求めることなど、側面からの援助のしかたについても指摘している。

(ア) 未設置市区町村の解消。

(イ) 既設の市区町村においても、設置区域の適正を図る。

(ウ) 建造物は豪華に見えても、内容が時代に合わない貧弱な公民館にならないよう、左の諸点に深く留意する。

① 施設の管理や教育の専門的な事業を適切に企画し、実施し得る資質をもった職員を配置し、かつ安定した地位を保障し処遇する。

② 今日の教育は、豊富な教材教具を設備し、活用しなければ、見るべき効果を挙げ得ないことが多い。

地域社会の動向や住民の意識と生活の実態などを、たえず正確に調査分析して必要課題を学習のプログラムにのせ、また相談助言に応ずるための資料の収集と活用ができる設備や人員を確保することにとめる。

③ 公費による主催事業のほか、住民の自発的な教育活動の必要に<sup>ニーズ</sup>応じ得るよう、施設の構造や管理を改善する。

④ 公民館長の責任と権限とを明確にし、構造的に事業を推進し得るようにする。

⑤ 公民館運営審議会を活性化し、かつそれを活用する、ことが必要であると考ええる。

あらためて説くまでもなく、地域社会に深く根をおろす教育とは、究極的に「住民の自治能力を啓培すること」を目ざすものである。それゆえに、ただ一部の住民の意向や利益のみに傾いたり、事業の評価に当たって目先の業績だけを見たりすることなく、長期的に地域生活の向上に向かつて、堅実に、かつ建設的に思案し、行動し、協力する態度と能力とを涵養するための活動を容易にするよう、基底条件を整備することが、行政の本務である。

さらに、行政機関は、所属教育実施機関職員に対し、その日常業務に関する研修を十分に積み重ねられるよう、場と機会とを提供することに努める責任がある。

〈注〉

4 昭和二十一年七月五日「発社二二三号」文部次官通牒は、「公民館の設置運営について」内務省、大蔵省、商工省、農林省、厚生省も諒解済みとして出された本文に、さらに別紙として、「公民館設置要綱」を添え、大要次のような項目に従って公民館のねらいと組織・活動についての構想を詳述した。

(一) 趣旨及目的

らない。そのために、今日とくに運営上留意すべき基本的事項を挙げれば、次のとおりである。

1 公民館と、他の教育的諸機関との根本的な相違点は、住民の直接の生活にかかわる地域社会に本格的に結び付き得るか否かにある。

2 公民館の活動方式は、住民自身の中にある生活上のための底力を掘りおこし、これに方向づけを正しくし得るための教育刺激インパクトを与え、学習の結果を地域社会生活に還元するところに重点を置くものである。

3 生涯教育体制のもとでは、各種機関が相互に協力し、補完し合う必要があるが、そのためには、総合的な地域教育計画をもとにしなければならぬ。公民館は、住民の意志を集約して計画に反映させ、かつ計画にそって展開される活動の調整につとめなければならない。

4 表面的な興味や流行に迎合することなく、客観的、長期的な洞察に基づいて、適切な事業の実施計画を策定し、実行しなければならない。

5 多数の利用者との人間味のあるやりとりを通じて、住民の意志や関心のあるところを的確に把握し、また広報・広聴活動を積極的にすすめて、従来結びつきがなかったか、または弱かった住民にも接触の途を広げていくことがたいせつである。

これらの任務を達成するためには、それを十分に可能にするように、物・心両面にわたる諸条件を整備しなければならぬ。それらは、まず設置者である市町村等および管理機関である教育委員会等がみずからの責任においてこれに対処することがたてまえであるが、国や都道府県も積極的に行政上の支援措置を講ずることが必要である。また、公民館の当事者や、これを利用する住民も、それらの条件についてよく考え、かつその実現に向かって努力することがたいせつである。

当面整備を急がれるべき事項を列挙すれば、次のとおりである。

1 行政の立場から、生涯教育の意義と、それに見合う教育体制・方法の実現につとめることを基本方針として掲げる。

2 本来は、関係法令の体系や、それぞれの内容の見直しを必要とするものが多いが、しかし、現行法規の下でも可能で、しかも重要な施策を研究し、実行に移すこと。

3 前二項のもとで、直接、公民館については

- 1 公民館は、すべての住民を対象として、社会教育を総合的に推進する中心拠点である。
- 2 生涯教育構想を具現化するためには、公民館が、地域住民の自主的学習の機会を欠く者に対して、十分にその機会を保障しなければならない。
- 3 さらに公民館は、あくまで当該地域社会にとけ込んで、住民との人間としてのふれあいをもとに、それらの生活実態の中から教育上の必要課題をとりあげて、教育計画を立案し、実施しなければならない。
- 4 住民の学習内容や水準の高度化と多様化とにこたえ得るように施設設備の拡充整備を図り、かつ職員や協力的な有志指導者の研修制度を確立して、教育環境を整えなければならない。
- 5 生涯教育に関係のある他の諸機関施設との連絡調整に主導的な役割を果たすばかりでなく、類似施設も含めた地域内外の公民館自体の組織化を密にすることが肝要である。

### 三、公民館の運営と行・財政の改善

昭和二十二年七月の文部次官通牒とその別紙（公民館設置要綱<sup>（附）</sup>）を端緒として、市区町村民の熱意により、全国各地に設けられるようになった公民館は、いまや市区町村単位の設置率が九二パーセントを超え、三三〇平米以上の公民館は相当数を数えるにいたった。そこに配置される専任職員の数も次第に増加しつつある。

施設に関しても、近年新・改築されるたびに規模も構えも豪華さを誇るものが増えてきた。しかし、容れ物がよくなるにつれて、活動の質的充実がすすんでいるかどうかについては、必ずしもすべてが好転しているとはいえない。極言すれば、初期の、いわゆる青空公民館さえ含めた地域の公民館活動に見られた気魄が時代の推移とともに影をひそめたようである。

その間に、昭和二十四年六月、社会教育法が制定され、公民館についても、かなり詳細に規定するところがあったが、とくにその第二〇条において設置の目的を「一定区域内の住民のために实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う」ためのものというように特定したことから、性格上も異見を生じさせたいがある。そのことも影響して、今日、コミュニティーセンターとの混同が見られたり、あるいは、民間の教育産業（カルチャーセンターなど）と事業のうえで競合するような例が目につくようにさえなった。

しかしながら、公民館は、設置者が市区町村であろうと法人であろうと、すべて法令の基盤に立脚し、かつ戦後一貫して住民生活をもり立ててきた実績を背景として、公教育のための機関として管理・運営を考えていかねばな

# 第一部 総論

もともと社会教育は、時代の変化を予見し住民がその生活を守り、発展させるのに必要な教育課題をとらえて、適切な学習の機会と場とを提供しその成果を地域に還元することを本旨とするものであり、それは学校教育とともに関係教育の中核をなすものである。公民館はその実践の中核機関としての任務を課せられている。

## 一、社会の推移と教育

われわれは、公民館の進路を考えるに当たって次のように社会変化と教育課題との関係をとらえた。

- 1 科学技術の進歩にしたがって、産業構造が変わり、そこにおける勤労の様態も変わる。
- 2 公民館は職業生活に関する新たな教育の必要をになうことになる。
- 3 人間の世界観、価値観が多様に変化し、住民個々の教育に対する要求内容や水準に関する考慮も複雑になる。
- 4 衣食住の様式や余暇の活用方式にも、たえざる変化が見られ、教育のプログラムにも新たな構想を加える必要に迫られる。
- 5 人間相互の関係が薄らぎ、地縁的結合がいつそう流動的になるのに対して、地域の教育力活性化のための教育基盤の確立につとめなければならない。
- 6 平均寿命の延伸に伴い、従来の単純なライフサイクル論による学習課題の選択を、世代間にまたがる新しい問題も含めて再検討しなければならない。

## 二、生涯教育の推進と公民館の位置・役割

社会のあらゆる分野において、「分化」と「総合」とが繰り返される現代にあつては、教育機関もそれぞれ専門的に任務を分ち合い、かつ相互の関連を十分に保つように留意しなければならない。

その場合、各種教育機関が、まず自己の本来担うべき責任の所在と、限界とを認識することがたいせつである。そのような見地に從つて、公民館が拠つて立つ位置と役割を考えると、次のように考えられる。



て教育の内容や方法にも変化を生ずる兆しが見えている。その赴くところ、人間の思考様式や態度、家庭や社会生活の営み方にも影響を与えずにはおかないであろう。

### 3 本委員会において、当初、公民館が抱える問題として組上にのぼったのは、左の諸領域に関するものであった。

(理念) ① 公教育機関たるための要件、② 類似(町内)公民館の見方、法や条例上の位置づけ、③ 実践の経過がもたらすイメージのズレと調整の可能性。

(設置者、管理者等との関係) ① 公民館と市町村教委との関係、② 管理機構のあり方、③ 中央館、地区館、分館の相互関係。

(施設設備、事業) ① 理念―事業、② 事業の内容、構造(中央・地区・分館、自治館の事業関係)、③ 教委との事業関係、④ 地域社会(都市のターミナル地区を含む)と公民館事業との関係、⑤ 事業に必要な施設設備の条件(基準の必要性の有無)、⑥ 事業の拡大(生涯教育的事業)に伴う諸要件。

(職員の資質、配置) ① 館長の資質、② 「公民館主事」の必要性(資格、専門職制の可否)、③ 公民館(中央地区、分館)におかれる主事の適正な配置についての基準、その他の職員の配置、④ 職員(とくに館長、主事)の研究。

(運営審議会その他住民の参加) ① 公民館運営審議会の構成及び活動、② 協力者組織(利用者・グループ協議会等)、③ 運営の各館必置制、より進んだ住民の参加方策(社会教育団体への対処のみでよいか)。

(その他) ① 必置制に関連して「配置基準」の検討(現行設置・運営基準の問題を含む)、② 他の地域(社会教育その他)施設との関係、③ 地域内外にわたる公民館相互の関係、④ 公民館の財政措置(補助金関係を含む)。これらの諸問題を生々しい状態において再構成すると、次の六領域が浮かび上がってくるのである。

(ア) 現実の公民館像(実態)が多極化していること(公教育機関たるべき要件)。

(イ) 公民館体系内の混乱と、地域内における位置づけが不明確であること。

(ウ) 管理運営について、利用者の立場がはつきりしていないこと。

(エ) 事業の形式化(マンネリズムに陥る傾向)と、他の機関との競合。

(オ) 運営の効率化と事業の発展とに必須の職員の資質向上及び設備の改善に関すること。

(カ) 運営審議会、公民館相互の関係、設置運営基準その他行財政の現状に関すること。

## 2 公民館をめぐる教育上の課題

かけごえの大きさに比べて、現実の生涯教育体制は容易に整う見通しを得られていない。しかも、わが国の教育界は、危急存亡のふちに立たされるにいたっている。

このときに当たり、公民館は望ましい生涯教育活動実践に向かって先頭を切らなければならない。

## 3 公民館内部の問題

公民館を時代の要請に応え得る教育機関として確立するには、未解決の事項が数多く残っており、その解消に向かつて、みずから努力しなければならない。

しかも、最近、各地域には、公私多様の教育に関する施設や事業が併存するにいたり、それらの中で、公民館が果たすべき役割や活動の特質を明示する必要がある。

こうした事態に対して、本委員会は、各地の公民館が直面する問題を精査し、それを解決に導くための基本的な考え方と方策とを、委員の討議による試案をもとに、広聴会および研究会にも提出して得られた公民館関係者の意見を加えて、最終的な結論を打ち出すようにつとめた。

以下、一般的な考察を「総論」とし、重要な問題領域別の考察を「各論」として記述する。その内容は、全委員のほぼ一致した見解にもとづくものであるが、必要に応じて、さらに各委員個々の補足もしくは提言を付記して、いっそう考察を徹底させることとした。

### 〈注〉

1 全公連は過去に第一次（昭和三九〜四二年）、第二次（昭和四四〜四五年）の専門委員会に諮って、「公民館のあるべき姿と今日的指標（総論及び各論）」、「I都市化に対応する公民館」・「II公民館をめぐる諸制度改善の具体策」をまとめ、公表して、公民館の進路を明示した。ことに、第一次のそれは、公民館の役割を「集会・活用―学習・創造―総合・調整」の三層構造においてとらえたが、第二次のIでは、これを「学習と創造」の場に焦点化し、かつそのIIにおいて、公民館の体系、事業の構造化と職員の専門的資質及び養成・研修に力点を置く提案をした。

（参照）全国公民館連合会発行「公民館のあるべき姿と今日的指標」解説（総集版）（昭五七）。

2 すでに第五世代に入っているといわれるコンピューターのシステムが、広く家庭にまで普及し、学校をはじめとし

## まえがき

われわれ全国公民館連合会（以下「全公連」と略称する。）の第五次専門委員は、昭和五七年二月、諮問を受けて以来二カ年余にわたる審議を重ね、また公民館に直接もしくは間接にかかわりのある人々の意見を徴したうえで、昭和五八年五月に中間発表を行った。引続き課題の内容について慎重な検討を加えた結果、ここにそれらの結論をまとめて最終の答申を提出することとした。

われわれは、さきに公表された全公連の、第一次および第二次専門委員会が提唱したところ（注）に十分関心を払いつつも、それらが構想されたおよそ二〇年前のわが国内外の状況から、著しい変化を生じ、さらに近づく二一世紀に向かって、いっそう大きな変容を来たそうとしている社会の推移にかんがみ、公民館が選ぶべき針路と、鮮明にすべき実像の概要を考察することに全力を傾注した。

したがって、第一次専門委員会が、戦後間もなく発想された、公民館の創業精神ともいべきものを忠実に伝承しようとした趣旨は認めるが、それだけでは足りないか、または現実には即し得ないものがあることを指摘し、独自の提案を行った第二次専門委員会の報告内容を、さらに新たな観点と必要とに基づいて検討し、追究することが作業の重点となった。

調査研究の過程において、全国の市区町村で、一万七千館を超える公民館が設置されているなかには、施設や活動の実態に大きなひらきがあることも無視するわけにはいかなかった。しかし、法の定めるところにより、公費をもって設置・運営されるものが多数を占める公民館がこれからの時代に処して存続し、独自の性格と任務とを遂行しつづけるためには、当然共通に守られるべき大綱が設定されなければならない。それについて、本委員会は、次のように作業の基本方向を打ち出し、それらについて検討を加えた結果、委員相互に見解の一致を見た内容を総論と各論とに分けて記述することとした。

### 1 公民館をとりまく社会の動向

まもなく二一世紀に到達しようとする今日の社会は、科学の目ざましい進歩に促されて急激な変化をとげつづけるであろう。（注）

それに伴って、変容を余儀なくされる国民生活に対して、公民館は適切に振舞わなければならない。

IV 公民館事業の構造化	31
一、事業を構造化する必要とねらい	32
二、構造化の手順と方法	33
三、事業の構造化と定型化の区別	35
V 公民館をめぐる行・財政の課題	35
一、生涯教育体制の確立と行政	36
二、公民館に関する行・財政の課題と対策	37
三、法令・基準等の改正	38
第三部 結 語	41
あ  と  が  き	43
付	
諮問文、答申文	2
審議経過、委員名簿	46

# 生涯教育時代に即応した公民館のあり方

## 目次

まえがき	5
第一部 総論	9
一、社会の推移と教育	9
二、生涯教育の推進と公民館の位置・役割	10
三、公民館の運営と行・財政の改善	11
第二部 各論	16
Ⅰ 公民館の理念	16
一、これからの公民館にもとめられるもの	16
二、公民館の進路と、他の機関施設との関係	18
Ⅱ 公民館の管理・運営方針	21
一、現代的教育機関の管理	21
二、公立公民館運営の指針	22
三、公民館運営審議会の活性化	23
四、管理・運営の改善方策	25
Ⅲ 公民館の専門的職員	27
一、専門職制の必要と人材の確保	27
二、専門職員の養成・配置	28
三、現職研修の強化	29

## 「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」諮問について

本連合会は、さきに昭和四十年から三年の年月をかけて、公民館関係者の要望に応え、当時の社会情勢の変容に即した公民館の機能、活動状況に検討を加え、公民館のあるべき姿と当面する課題解決への指標を提示した。以来十三年、この間における公民館を取り巻く諸事情は激しく変化し、深刻化してきている。わけて高齢化社会の現出と社会教育類似活動は、地域社会の随所に見られ、正に生涯教育時代到来の感である。

このような社会環境の中にあつて、公民館の存在意義と新たな役割、機能を再確認し、将来に向けて望ましい公民館像を探索するとともに、生涯教育を推進する中心センターとしての公民館の新しいあり方について諮問する。

昭和五十七年二月十一日

社団法人全国公民館連合会  
会長 田村賢作

## 「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」答申について

昭和五十七年二月十一日、諮問を受けました「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」について本委員会は、中間発表等の措置を講じつつ、鋭意調査研究を重ねた結果、ここに別紙のとおり答申を致します。

昭和五十九年三月三十一日

第五次専門委員会  
委員長 田代元彌

社団法人全国公民館連合会  
会長 田村賢作 殿

昭和五十九年三月

生涯教育時代に即応した公民館のあり方

(答申)

社団法人 全国公民館連合会

第五次専門委員会

祝

第 33 回 福岡県公民館大会



鉢盛・折詰・寿司

会席料理配達御用命承ります

兼 正

飯塚市本町 ショッピングセンター内  
電 話 22-1680

レストラン 兼 正 支店(文化センター内)

飯塚市西町 2-58  
電 話 29-0088

\*あらゆるカラーフィルムと美しいカラープリント

\*完全仕上げの白黒D・P・E (即日仕上)

\*普通コピー 2分間……………仕上げ

カ メ ラ 光 陽 社

飯塚市東徳前12-1 TEL. 22-2671

当斎場の使用料は無料です (光熱費は、実費) いただきます。)

大斎場及び中・小斎場、遺体安置室、入浴設備、厨房、布団一式、  
控え室、大駐車場。

・一般の個人葬から、大規模な合同葬に至るまで、各宗派を問わず

家庭と同じ費用で、  
無駄のない立派な葬儀ができます。



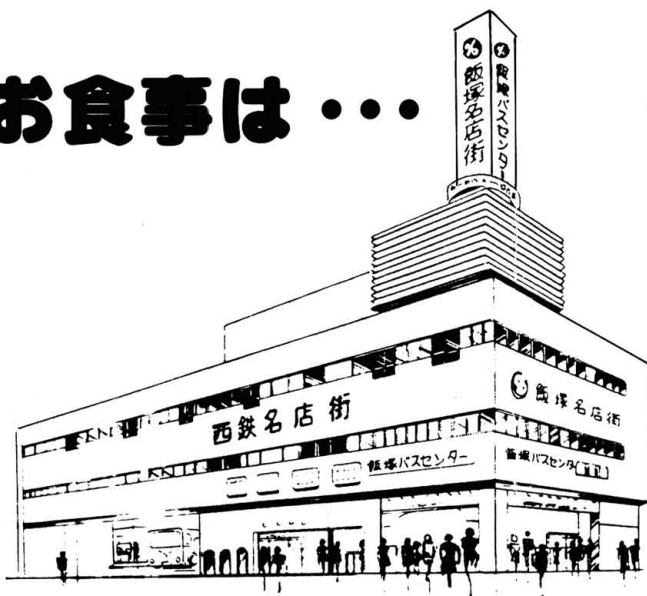
株式会社 **セレモニー** 昼・夜とも、ご遺体輸送即参上致します。年中無休・24時間営業



**筑豊葬祭 飯塚斎場**

本店展示場 飯塚市本町9-24 TEL.22-0839 飯塚市菟田西三丁目17-8 TEL.22-4591代

お買物とお食事は・・・



セントラルショッピングタウン



**飯塚西鉄名店街**

飯塚市吉原町1番1号

# 思い出づくり少年の船



琉球海運はみなさまといっしょに、少年の船事業を通じて思い出づくりをしています。

少年の船事業継続中の地方自治体（順不同）

福岡県、沖縄県、大野城市、春日市、筑紫野市、京築、直隼、飯塚市、  
田川市、筑後市、宗像市、太宰府市、小郡・三井、久留米市、中間・遠  
賀、大和町、嘉穂・山田、甘木・朝倉、佐賀県鳥栖市、佐賀県武雄市。

昭和60年度より新規事業の地方自治体

福岡市、田川郡川崎町、田川郡添田町、八女郡広川町、佐賀県鹿島市。

## 琉球 海運

TEL 092(271)5313

(代理店：共進トラベル TEL 092(291)3362)

■酒のデパート■

# 小野山

本店 飯塚市御幸町 ☎(22)3050(代表)  
支店 飯塚市永楽町 ☎(22)0049

立岩焼

# 如水窯元

窯元 二宮如水

飯塚市大字蓮台寺266の3  
電話 (0948) 23-7720



明日の事務機を拓く

# 株式会社 玉置

本社 飯塚市流通センター通り卸団地 TEL代表 ②②850  
田川店 田川市栄町1-2 (田川市役所前) TEL代表 ④④3300  
飯塚東町店 飯塚市飯塚13-23 (東町商店街) TEL代表 ②②2950  
たまおき 飯塚店・ジャスコ飯塚店4F TEL ②④0249

快適な住まいづくりに奉仕する

アルミサッシ・新建材・住宅機器一式

# 株式会社 三豊

代表取締役 片平秀幸

嘉穂郡穂波町小正405-1

☎ 0948-22-1537

夢の住宅設計実績と信頼の施工  
公庫・年金その他ローン手續何なりと御相談下さい

**総合建設業**

**設計施工 久保菌組**

嘉穂郡穎田町勢田 879 ☎(代)09496-2-0521

鉄骨工事・住宅新築・  
改造工事・土木工事一式

**総合建設業 (有)修成工業**

代表取締役 藤本 正治

嘉穂郡穎田町勢田 1868の1 ☎ 09496-2-0701

贈答品・美術品・記念品

喫茶



**ホウワ**



ほうわ

嘉穂郡穎田町口原

☎09496-2-2615

☎09496-2-7335

オフィスの未来をデザインする

**イトーキ**

**株式会社イトーキ福岡支店**

支店長 森 脇 俊 夫

**○ A 機器のリコー**

**福岡リコー株式会社**

本社 福岡市中央区天神4-27-1 (天神栄泉ビル)

〒810 T E L. 092-741-3838 (大代表)

身近かな環境を美しく

浄化槽清掃・維持管理業

**庄内衛生舎**

松 山 春 道

福岡県嘉穂郡庄内町大字多田259番地

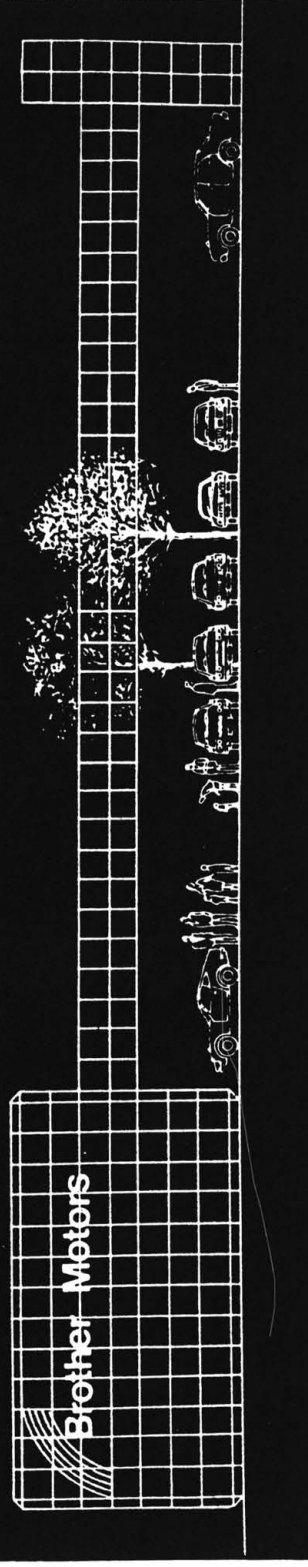
〒820-01 T E L. 0948-82-0450

- お客様に喜んでいただけただけの仕事がしたい。
- 仕事を通して人間としての成長をめざしたい。
- まごころを大切に育てたい。

取締役会長 加地 正利  
取締役社長 加地 見幸

# 私たちの仕事のベースは愛…

(基本)



加地タクシー(株) 安全タクシー(株) 田主丸タクシー(株) 南中原タクシー (南基山タクシー 飯倉タクシー(株) 飯倉交通(有) 加地石油(株) ブラザーモーター(株) 日本ダイナミック(株) 大東産業(株) 愛華(株)	0948④1215	0948②31016	09437②2155	094294 2059	09429②2408	092⑧3131	092⑧3134	0948④0015	092⑧2852	092⑧3707	092⑧1556	092⑧1012
福岡・稲築町	福岡・飯塚市	福岡・田主丸	佐賀・中原	佐賀・基山町	福岡市・飯倉	福岡市・飯倉	福岡市・飯倉	福岡・稲築町	福岡市・飯倉	福岡市・飯倉	福岡市・四国	福岡市・飯倉

# 記念品・贈答品・引出物

ご用命は気軽にご相談下さい  
ご一報有り次第お伺い致します

ギフトセンター

## フジヤ進物本店

本 店 飯塚市東町商店街

TEL. 22-0701 (代)

外商部 流通センター卸団地

TEL. 23-0410



桂川町に根をおろして16年、カネタシヤツは  
地元の発展と共に、歩んで来ました

## 株式会社カネタシヤツ福岡工場

〒820-06 福岡県嘉穂郡桂川町土師 ☎ 0948 (65) 0094



活力企業・カネタグループ (大阪・東京・名古屋・福岡・北海道・佐賀・長崎)

## 株式会社 福岡タルク工業所

代表取締役 西 山 徳 光

本 社 福岡県嘉穂郡桂川町豆田151

T E L. 0948 (65) 3411(代)

F A X 0948 (65) 3265

工 場 福岡県嘉穂郡筑穂町平塚67の1

T E L. 0948 (72) 0093(代)

自 社 製 品

製紙用充填材・塗料・農薬・増量剤・機械・減磨剤  
白色顔料・化粧品剤・その他耐火・建材等の鉱物微粉末

# 日本高級清酒

品質本位

# 黒田武士

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字大隈  
T E L. 0948 (57) 0059(代)

大里酒造株式会社 醸

喜  
久

# 玉の井

福岡県嘉穂町大字大隈町

T E L. 0948 (57) 0009(代)

玉の井酒造株式会社

清酒

# 梅ヶ谷

梅ヶ谷酒造株式会社

福岡縣嘉穂町大字大隈町346

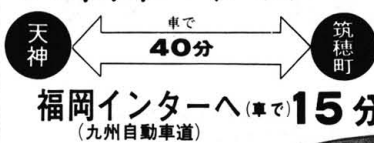
T E L. 0948 (57) 0005(代)

# うぐいす台宅地分譲

都心も自然も身ぢかな、さわやかタウン。

国鉄篠栗線

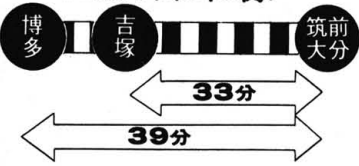
八木山バイパス



ゆとりある住宅地

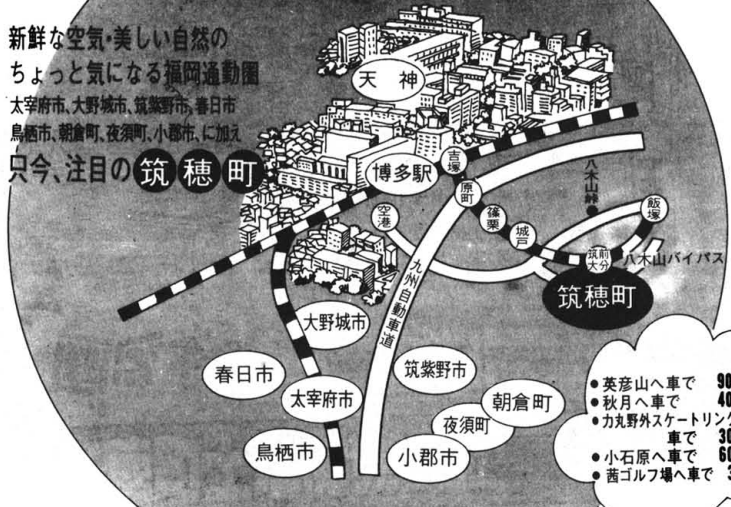
## うぐいす台地

団 (旧山ノ神住宅団地)



## ビジネス圏へ急接近!

新鮮な空気・美しい自然の  
ちょっと気になる福岡通勤圏  
太宰府市、大野城市、筑紫野市、春日市  
鳥栖市、朝倉町、夜須町、小郡市に加え  
只今、注目の**筑穂町**

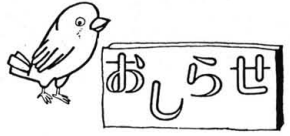


- 英彦山へ車で 90分
- 秋月へ車で 40分
- 力丸野外スケートリンクへ 車で 30分
- 小石原へ車で 60分
- 西ゴルフ場へ車で 3分



■申込受付  
随時 毎日 8時30分～17時迄  
但し日曜、祭日は除く。  
土曜日は午前中

■受付場所  
筑穂町土地開発公社  
(筑穂町役場内)



## さあ、太陽と緑に囲まれて休日は

■区画図

■今回分譲区画  
福岡県住宅供給公社分譲住宅  
(昭和60年6月より分譲)

■販売価格 3.3㎡当り **66,238**円

分譲戸数	地積㎡(坪)	単価(円/㎡)	分譲価格(円)
125	204.88 (61.97)	20,037	4,384,400
	650.68 (196.83)	24,253	13,849,700

- 最多数価格戸数 600万円～700万円 598画
- (概要) ●所在 福岡県嘉穂郡筑穂町大分1493～26他
- 開発面積 162,752.02㎡
- 宅地面積 84,451.13㎡
- 総区画数/298区画
- 第2次販売区画/125区画
- 地目 宅地
- 交通 国鉄篠栗線筑前大分駅より徒歩11分  
西鉄バスうぐいす塚停留所徒歩15分
- 公共施設/上水道…町営水道、下水道…完備  
ガス…プロパンガス集中配管  
道路…11m・9m・6m・4m・3mアスファルト舗装  
雨水排水…U型側溝
- 教育機関/筑穂保育所(2.8km)・たけのご保育所(4.5km)  
みどり幼稚園(3km)・ふたば幼稚園(4.7km)  
大分小学校(0.8km)・筑穂中学校(2.8km)
- 開発許可番号/福岡県環境保全条例53自第17号  
(昭和54年5月15日)公有地転換推進法

- 融資について  
各金融機関にお問い合わせ下さい。  
(尚、代金支払等の取扱いは金融機関は福岡銀行天道支店、筑穂町農協協同組合上穂支所とします。)
- 今回分譲の資格・要件
- 自ら居住するための住宅又は店舗兼用住宅を建設するために宅地を必要とするものである事。
  - 買受申込みは一世帯一区画となっています。
  - 3年以内に住宅を建築すること。
  - 代金の支払  
イ、契約保証金は分譲価格の10%を分譲決定後7日以内に払込むこと。  
ロ、分譲代金は契約後50日までに払込むこと。
  - 契約後5年間は転売が禁止となります。

国鉄篠栗線「筑前大分」駅前に開発した当団地は水と緑にかこまれた自然環境の中で、ゆとりのある生活を目的に造成され、交通の便にも優れた住宅地で、付近にはゴルフ場がオープンするなど、周辺の総合開発が急速に進められています。

筑前大分駅へ歩いて11分。



# 筑穂町土地開発公社

〒820-07 嘉穂郡筑穂町長尾1242番地の1  
☎0948 (72) 1100  
(内線) 62



文具・事務機・教育機器

印判部(実印・認印・ゴム印)併設

**大** 大塚文具店

山田市上山田本町

TEL.0948(52)0127



贈答品  
記念品

山田市 大橋

カワハラ

TEL0948-52-0376

寿司・割烹・仕出し



おしろ

山田市下山田 ☎ 52-0316(代)

